

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 2 4 . 1 定 )</b>			
日 時	平成 2 4 年 3 月 1 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、川畑副委員長、千葉・成田・高橋・濱本・斎藤（博）・北野・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・産業港湾部・生活環境部・建設部・水道局・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました山田でございます。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ市長、理事者の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、副委員長には、川畑委員が選出されておりますことを報告申し上げます。

ただいまから本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名員に、高橋委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告申し上げます。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

○北野委員

◎原発事故による小樽市の風評被害について

原発ゼロを目指して、市長がこの小樽からそれを発信することを求めて質問します。

福島第一原発事故で、小樽市は風評被害をはじめ大きな影響を受けましたが、その内容を具体的に説明してください。

○（産業港湾）商業労政課長

福島第一原発事故の風評被害でございますけれども、東日本大震災による市内経済への影響に関する調査特別委員会の中で、私どもでいろいろと調査した被害内容を説明させていただきます。

まず、原発事故を含めた東日本大震災による市内経済への影響ということで答弁いたしますが、やはり大きなものとしては観光に対する影響がありました。震災直後、大幅なキャンセルも含めまして、国内外からの観光客が大きく落ち込んでおります。ゴールデンウィークを境にしまして、国内の客はだんだん戻ってまいりましたが、韓国、中国については、原発事故に対する不安感から回復の兆しがなかなか見られないという状況にありました。

また、観光施設につきましては、先ほどの震災直後のゴールデンウィーク明けには、出控えていた国内客は戻りつつありましたが、やはり外国人観光客の入り込みが多い施設などでは、20 から 30 パーセントの減少が続いているといった状況でした。

また、宿泊施設につきましても、夏休み期間が終わった後あたりから客数自体は、だんだんと戻ってきていたましたが、売上げベースでは前年を下回っているような施設もあったようでございます。

また、市内の事業者については、ほとんどの業種、業態において、7月ぐらいまでには回復傾向にありましたが、やはり海外からの団体客の比率が多い店舗では、引き続き影響が見られていたところがございます。以上、市内の観光、若しくは業者に絞った影響を挙げました。

○北野委員

こういうことが起きないように、また回復するためには、原発ゼロを実現することが前提と考えますが、まずこの基本問題について、市長の見解を伺います。

**○市長**

原発ゼロの考えということでありませけれども、私は、以前から原子力発電というのは基幹電力の一つである、あるいはウエートとして大変大きいというお話をしております。ただ、今後、やはり原子力発電に過度に依存するのではなくて、幅広いエネルギー政策について取り組んでいく必要があるだろうというように思っております。

**○北野委員**

現状は、原発のウエートが大きいということですが、先日来お話ししているように石狩湾新港に計画している液化天然ガスの火力発電所の 160 万キロワットが供用開始になれば、北海道電力の泊原発に頼らずに済みますし、私は北海道の泊原発は要らないと思っているわけで、改めてこういう電力を取り巻く状況を考慮して、原発ゼロを目指すということで、市長が積極的なイニシアチブを発揮することを求めます。

そこで、現在の北海道電力の発電総量、水力、火力、原子力、新エネルギーの内訳とその割合について説明をしてください。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

北海道電力の発電総量と水力、火力、原子力、新エネルギーの内訳についてですが、北海道電力に確認したところ、平成 22 年度の電力量といたしましては、1 年間で約 329 億キロワットアワーとなっております。そのうち水力につきましては約 39 億キロワットアワーで、パーセンテージにしますと約 11.7 パーセント。火力につきましては約 127 億キロワットアワーで、率にしますと 38.6 パーセント。原子力につきましては約 163 億キロワットアワーで、率にしますと 49.4 パーセント。新エネルギー等につきましては約 1 億キロワットアワーで、率にしますと 0.3 パーセントと聞いております。

**○北野委員**

それは、あまり使われていない単位なので、出力で答えてくれませんか。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

手持ちの資料では、泊原発の 1 号機、2 号機が 57 万 9,000 キロワット、3 号機につきましては 91 万 2,000 キロワットということになっております。

**○北野委員**

原発についてだけではなく、水力、火力、新エネルギーについて、出力で答えてくださいと聞いているのですよ。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

今の原子力発電以外の資料につきましては、済みませんが持ち合わせていません。

**○北野委員**

そのようなことは北電に聞けば、すぐわかる話でしょう。あなたが言った 1 年間の発電総量というのは、あまり使われていない単位で、普通は出力で言っていますよ。あなたが今、原発の 1 号機、2 号機、3 号機の発電を出力で答えたから、普通はそれでやっているのです。だから、そういうふうに答弁をしていただきたいと思いますので、調べて後でわかったら示してください。

結局、泊原発の 1 号機から 3 号機までの出力は 200 万キロワット強なのです。ところで、東日本大震災の影響で、今、北海道から電力を幾ら送電していますか。

**○（総務）企画政策室山本主幹**

北海道から本州への送電についてですが、現在、送電する 3 本のうちの 1 本が損傷しているということで、現在上限が 30 万キロワットの送電が可能になっておりまして、本日の北電のホームページによりますと、24 万キロワットを予定しているというふうに聞いてございます。

**○北野委員**

北海道一本州間の連系設備に 3 本の送電ケーブルがあるのですが、最大値では幾ら送れることになっていませんか。

○(総務) 企画政策室山本主幹

最大値につきましては、60 万キロワットと見ております。

○北野委員

主幹の言われた 1 本損傷したというのは、いつですか。

○(総務) 企画政策室山本主幹

電源開発株式会社のホームページによりますと、平成 24 年 1 月 24 日に損傷する事故が発生したと聞いております。

○北野委員

それまでは最大値の 60 万キロワットを送っていたのです。今は、1 号機、2 号機がとまっていますから、3 号機の出力の電力がほぼ全部本州へ行っているというふうに見ればわかりやすいと思うのです。ですから、1 月 24 日以前は、原発からの電力はなくても北海道の電力は供給されていたということです。そういう理解で間違いないでしょう。

○(総務) 企画政策室山本主幹

その辺につきましては、北電の計画がございますので、私どもではちょっと承知していないことでございます。

○北野委員

そんなことは北電に聞かなくても、泊原発 3 号機は 60 万キロワット強なのだから、北海道から本州へ送る最大値が 60 万キロワットで、ずっと 60 万キロワットで送られていたのですよ。ところが、船舶のいかりがひっかかって 1 本損傷して、今は 30 万キロワットしか送電できないというふうになっているのです。だから、最大値の 60 万キロワットを送っていたら、泊原発の 3 号機の分がそっくり本州へ送られていることになるのです。北電のホームページにも出ていますから、本州へ送電するのは、どこから送られているのかはわかるでしょう。泊原発と知内の火発の余ったものを送っているのですよ。知内はそんなに大きな火力発電所ではないでしょうし、1 号機、2 号機は今休止していますから、60 万キロワットを送るといったら、泊原発 3 号機の分が全部行っているというふうに踏んでも別に何でもなし、そんなことは一々北電に聞かなくたっていいでしょう。

そのことを考えれば、北海道は、原発がなくても十分にピーク時にも停電あるいは制限なく供給できたということですから、原発がなくても十分やっつけますということになるのではないですかということを知っているのです。

○(総務) 企画政策室山本主幹

北電から原発がなくても送れるというような話は公にされていない話ですし、私どももその辺は承知していないという認識でございます。

○北野委員

あなたは北電の幹部職員でなく小樽市の職員なのだから、北電が公表している電力の送電線の図面を見れば、そんなの一目瞭然でしょう。そんなことを言っているならだめだつて。

市長に伺いますけれども、今は事故があつて 30 万キロワットしか送られていないけれども、電源開発が所有している北海道一本州の連系設備は 60 万キロワットですし、電源開発では、北海道の泊原発 1 号機から 3 号機まで停止したら約 90 万キロワット不足するから本州からもらうということで、東日本大震災の前に 90 万キロワットに増設する、5 割増やすという計画だったのですよ、それが今こういう事態でとんざしていますが。だから、電源開発も、原発で事故があつたらまずいから、北海道で 90 万キロワットを本州から持っていこうということを考えているぐらい原発については心配しているのです。

私が今述べたように原発の 1 号機から 3 号機までなくても十分やっつけると。今度 4 月末から遅くとも 5 月上旬になれば、3 号機もとまるわけです。だから北海道は 1 号機から 3 号機まで原発全部とまるのです。それでも何

も大騒ぎなどはしていないでしょう。とまりますというだけで、制限をするという計画はないのですから。北電は、ホームページその他で、原発がなかったら電力は不足しますという PR をやっているけれども、計算上からいえば何の根拠もないのです。

だから、私は、そういうことを考えて、先ほど産業港湾部から説明あったように深刻な打撃を受けて、いまだに回復していないわけでして、韓国とか中国の方の言い分は、放射能が怖いということで来ていないのですから、これは全国的な傾向ですよ。だから、原発をなくしていくことを前提にすれば、少なくともこのマイナス影響は払拭されると思うのです。だから、私は、市長が率先して原発ゼロを発信するというところでやっても物理的には一切影響ないと思うので、それで市長に原発ゼロを小樽市長として発信していくべきではないかというふうに聞いているので、再度お答えください。

#### ○市長

細かい数字についてはちょっと承知しておりませんので、それについての答弁はなかなかできないところではありますが、原子力発電所につきましては先ほども答弁いたしましたように、今まで原子力発電は、先ほど主幹から答弁したように北海道電力の約 50 パーセントが原子力発電に依存しているということですから、基本的にはやはり基幹的な電力であるだろうというふうに思っております。

したがって、繰り返しになりますが、今後、原子力発電に過度に依存することなく、やはり他のエネルギー等政策についても進めていくべきであると、これが私の考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

#### ○北野委員

この問題はこれで終わりますけれども、半分を原発に依存しているというのは、北電のホームページを足し算したって違うから、それは後で訂正しておいてください。

#### ◎「(仮称)空き家適正管理条例」の制定について

次に、本会議で要求しましたが、「(仮称)空き家適正管理条例」制定を求めて質問します。

最初に資料を提出していただきまして、消防本部では年 2 回空き家の調査を行っているということですが、いつからこの調査を行うようになりましたか。

#### ○(消防) 予防課長

空き家の調査をいつから行ってきたかという御質問ですが、空き家調査の開始時期につきましては、昭和 40 年代から一般住宅の防火査察を実施しておりまして、その中で知り得た情報として、火災予防上の観点から把握し、確認調査をしております。

#### ○北野委員

昭和 40 年代からですね。

次に、同じく資料について建設部に伺いますが、市民から寄せられた雪の苦情、現在までの件数、これに対してどのように対応したか、資料に基づいて、平成 22 年度と比較しながら説明してください。

#### ○(建設) 建築指導課長

空き家の落雪の相談件数でございますけれども、平成 22 年度は 88 件、処理された件数のうち、解体されたものが 18 件、雪止めを設置した、雪おろしをしたものが 52 件、処理された件数は 70 件。対応中の件数については、連絡がとれて指導中というのが 11 件、所有者と連絡がとれない、連絡がとれても対応してくれないというのが 5 件、相続人がいないというのが 2 件で、対応中の件数は合わせて 18 件でございます。

23 年度は、2 月 21 日現在で、空き家の落雪件数は現在 54 件ございます。その中で処理された件数は、解体されたものが 9 件、雪止め設置、雪おろしがされたものが 22 件で、処理された件数は 31 件。対応中の件数としましては、連絡がとれて指導中というのは 14 件。所有者と連絡がとれない、連絡がとれても対応してくれないというのが 9 件、合わせて 23 件でございます。

### ○北野委員

再び消防本部の資料で伺いますが、これは火災予防の観点からですから恐らく雪は考慮されていないと思いますけれども、この資料によると、特に管理不良の空き家は平成 23 年 11 月の調査で 50 軒とのことで、結局改善されたものを除けば、37 軒が管理不良のまま放置されていると。それから、倒壊の危険がある 31 軒が同じくそのまま放置されているということになるのです。

それで、市長に伺いますけれども、市長は常々市民の安心・安全ということをもットーにしておられますけれども、一つはこの夏場の管理不良、倒壊の危険がある空き家がこういう実態になっているということについて、この現状を承知しているのか。しているのであれば、どのように改善しようとしているか、見解をお聞かせください。

### ○市長

今、空き家調査と改善状況ということで、共産党から要求のあった資料を私も今、目を通しておりますが、ここに所有者の不明が 19 件とあるのです。したがって、市としては、やはり何としても所有者の把握に努め、所有者が判明した空き家については、危険防止の対策について助言・指導といったことについてしっかりやっていかなければいけないと、このように思っているところでございます。

それから、危険防止のための空き家の適正な管理ですけれども、実際に所有者がわかって、所有者にそういった管理についてきちんとお話をさせていただければよろしいのですが、そういったことがわからない場合には、やはり広報などを通じて市民の皆さんに周知をしまいらなければいけないと、それが安心・安全というか、これだけで片づくわけではないと思いますけれども、このようにしてまいりたいと考えております。

### ○北野委員

建設部に伺いますが、資料を出していただいた落雪相談の状況について、平成 22 年度あるいは 23 年度の説明をいただいたわけですが、21 年度以前も、大体同じような傾向で相談が来ているというふうに理解してよろしいですか。

### ○（建設）建築指導課長

空き家の落雪の件数については、その年の雪の状況によると思いますが、特に昨年は非常に多かったわけです。平成 17 年にも雪が多かった時があったと思いますが、それ以降、21 年度までは大体十四、五件で来ているということで、その年の雪の状況によって、その件数も変わってくる状況でございます。

### ○北野委員

それで、疑問なのですが、消防本部で空き家の調査をやっている資料は、建設部も承知していますよね。もちろんその数も聞いていると思うのですが、夏場でも管理不良で、かつ倒壊の危険があるというふうに消防で判断しているのに、雪が多くなればなおさら倒壊の可能性が高いと思うのです。少なくとも建築指導課で消防が押さえている数ぐらいはわかるのだから、そこをパトロールして、危険かどうかをきちんと掌握するというところぐらいは最小限やってしかるべきではないかと思うのです。今の話を聞いていたら、市民から来た苦情をきちんと集計しているというのはいいのだけれども、あまりにも消極的ではないかと思うのですが、これについて建設部長の見解を聞きます。

### ○建設部長

消防本部からの資料等でございますが、消防本部から建設部に危険家屋があった場合は通報があって、建設部ももちろん見に行ってパトロールをしておりますし、日常、建築指導課の職員が市内をパトロールして危険家屋の把握に努めておりますので、決して相談だけを受けているということではございません。

### ○北野委員

私の言っている意味を理解していないのではないのかい。課長が答弁したのは、苦情の件数を集計した資料を基に出しているのです。私が言っているのは、消防本部が昭和 40 年代以降、査察をして倒壊の危険があるという判断

している資料、数字を建設部も承知しているのだから、冬になったら雪がそれに加わるわけだから、なおさら倒壊の危険があるという判断をしなければならないのですよ。だから、そういうところをパトロールできちんと積極的に掌握すべきではないのかということを行っているのです、可能性だけを言われたって困ります。

#### ○建設部長

今、委員がおっしゃったとおり、消防本部で倒壊の危険があるという家屋については、我々もパトロールをして把握して、現に昨年度については 18 軒が解体されていますし、今年度については 2 月末現在で 9 軒が解体されています。さらには雪止めや雪おろしも、先ほど指導課長が答弁したような件数を処理してございますので、決して受け身で相談だけだということではございません。

#### ○北野委員

そうしたら、消防本部と建設部と両方の指導が相まって解体されているというお話ですけれども、私が本会議で言ったのは、秋田県大仙市のように臨時に 10 人を雇用して、全市的に空き家の調査を行って、1,200 軒以上の数を掌握しているのです。減ったとはいっても人口 8 万 9,000 人くらいです。だから、13 万人余りの小樽市がそれを調査したら、消防本部が査察のときに押さえているよりもっと多い空き家の実態が掌握できるのではないかというふうに思うのです。そういう点で、やはり空き家の実態調査をきちんと行って、管理不良で子供たちが入って火災の危険が非常にあるとか、あるいは野良猫のたまり場になって、においがひどく、夏場になると悪臭がするために消臭剤を買って近所の人が振りかけているという例もあるのです。

だから、こういう危険な好ましくない状態を解決することは必要だと思うので、この点でまず、大仙市で全的に空き家の実態調査を行ったということは担当の部門として承知していると思うのですが、結果、空き家がどれぐらいで、倒壊の危険家屋は何軒だったか承知していたらお答えください。

#### ○（総務）企画政策室川嶋主幹

秋田県大仙市での空き家の調査を行ったという結果についてですが、大仙市での結果は、空き家の数は 1,273 軒、そのうち倒壊危険家屋は 153 軒と聞いております。

#### ○北野委員

153 軒なら、比率で言えば空き家の 12 パーセントが倒壊の危険があるというふうに判断しているということです。

それで、御承知のように大仙市は、大曲市を中心に周辺の 7 町村を合併して、東京 23 区よりも区域が広いですが小樽と条件は全く同じということではないと思うのです。在のほうが多いから過疎で空き家が多くなるということはわかるので単純な比較ではできませんが、小樽市の世帯数で比較すると、空き家の数が 2,377 軒で 12 パーセントとすると、小樽の場合は倒壊家屋が 285 軒となる、これは先ほど言った推計だから必ずしも同じではない、これよりもっと低いと思うのです。しかし、そういうことが予測されるわけで、やはり私は空き家の適正管理条例をつくって、市民の安全の上からも基礎的調査を行うべきではないかと。あるいは条例をつくるか否かにかかわらず実態調査ぐらいはやるべきではないかと、このことは大した費用もかかりませんから、この点で市長はどうでしょうか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

空き家の基礎調査についてですが、まちづくり推進課では、主に空き家バンクに活用するというを目的に、平成 20 年、21 年に、中心市街地とその周辺部において空き家調査を実施しております。

また、今後の調査につきましては、現在、後志総合振興局で行われている空き家対策検討会の動向を見ながら、今後については判断していきたいというふうに考えてございます。

#### ○北野委員

今、まちづくり推進課長が答えたことは、市長も本会議でお答えになっている件です、後志の動向を見ながらだと。しかし、実態としては、別に空き家適正管理条例をつくって空き家を何が何でもなくせということではなくて、

今最後に課長がおっしゃったように空き家の積極的な活用も、また全国的に行われているのです。幹部職員の方は日経グローバルをお読みになっているそうだから、1月の何日号かに載っていて、承知していると思うのです。小樽市はどちらをとるかとか、あるいはどちらでも併用していいと思うのですが、こういう空き家の対策を、まちづくりや市民の安全というものと総合的に検討して一定の結論を出して、その基本方向を定めるべきではないかと思うのです。だから、過疎のところでは、空き家が大変深刻で、大仙市では、在のほうの空き家、工場の跡地が壊れて、隣の小学校のグラウンドに廃材が風で飛んできたり、あるいはトタンがグラウンドを駆けめぐると危ないといふので、所有者に解体の勧告をしているのです。

そこで伺いますが、全国で空き家適正管理条例をつくったところが 17 自治体あると市長は答弁なさっているのですが、つくったところの感想がどうなっているか、担当者の感想は聞いていると思うので、どなたかお答えいただけますか。

#### ○（総務）企画政策室川嶋主幹

空き家適正管理条例を制定したそれぞれの自治体担当者の感想についてですが、まず本年 1 月に制定いたしました秋田県湯沢市の担当者は、「これまで空き家所有者にお願いベースでしか雪おろしなどを管理依頼できなかったが、今後は指導や勧告など、より明確な対応が可能になる」という感想を述べております。また、条例の施行から 1 年以上がたっていて、空き家に関する条例を最初に制定したと言われている所沢市の担当者は、「市民へのアナウンスメント効果が一番大きい」というふうに述べられています。また、自治体の名前は出ておりませんが、ある担当者は、「条例ができて相談は急増したが、体制は以前のままで対応できない。行政任せの風潮も強まっている」というふうに述べている担当者もいるということでございます。

#### ○北野委員

やはり条例をつくったところでは、効果があるのです。今まで以上に取壊しや適正な雪止めの設置や雪おろしなど、そういうことが行われるようになってきているわけです。

だから、市長、こういう全国の例を見れば、空き家適正管理条例をつくったからといっても、別に金のかかる話ではないのです。そこに行政代執行の条項を盛り込めば、どうしても危険だという場合に市が代行して取り壊すなり雪おろしをして、それを所有者に請求するというのお金は出てくるかもわからないけれども、ほとんどお金はかからないのです。だから、財政もこういう深刻な事態ではあるけれども、それに関係なく条例をつくれれば市民にも喜ばれるし、あちらこちらの例で担当者も大変いいというふうに言っているわけだから、つくっても構わないと思うのですが、それでも後志の動向を見るのですか。そういうのを日和見というのです。もう少しイニシアチブを発揮したらどうですか。私は事あるごとに市長に言っているのですが、無理なことをやれという要求を私は絶対にしていないことを、市長もよく知っていると思うのです。しかし、昨年のああいう選挙の問題で、いろいろな批判が出ていまして、市長は直接かかわっていないそうですが、小樽市にかけられたそういう不名誉なことを一掃するのは、市民が喜ぶようなことを他都市に先駆けて率先してやってこそ、初めて意義があると思うのです。お金がかからないこともやらないのだったら、金がかかったら何もやらないということになるでしょう。そんなことだったら市長なんかやらなくたっていいですよ。いかがですか。

#### ○総務部長

今、主幹から条例の効果ということで答弁がございました。我々も、これまで空き家対策というのをやってきていなかったわけではなくて、庁内で関係する部局が集まり、いろいろと議論させていただきました。現状の認識といたしましては、条例の効果とも関係ございますが、我々が空き家の問題になかなか踏み込んでいけなかった一つの理由といたしましては、やはり私有財産であるということで、我々としては深入りができなかったという点の一つあると思います。一方では、やはり条例をつくることによって、その条例の内容が勧告ですとか、あるいは命令といった内容になりますから、条例の内容によっては所有者が放置しづらいという環境ができてきて、抑止力を発



揮するとも言われているというふうに私どもも認識しております。

先ほど来、本会議でも市長から答弁させていただいたように後志の動きも見ながらということでございますけれども、庁内に関係するセクションでつくっております連絡会議がございますので、その中で担当者が集まりまして一定程度議論させていただきたいというふうに思っております。

#### ○北野委員

先ほど、川嶋主幹が担当者の感想として3件の例をあげましたが、そんなものでとどまらないですよ、ここに書いてあるだけで。もっと喜んで積極的な見解を述べている自治体もあるということだけは言っておきます。

#### ◎新しい財政の健全化計画について

時間がないようですから、最後に、本会議で聞いた財政の新しい健全化計画について伺います。

新しい健全化計画を策定できない理由について、本会議で説明がありましたが、答弁されたような健全化計画の原案が既にあったのですから、2月17日に社会保障と税の一体改革の大綱が示されましたので、私は急げば本定例会中に計画を提示することも可能ではないかと思うのですが、いかがですか。

#### ○（財政）柴田主幹

新たな財政健全化計画の策定については、市長からも答弁いたしましたので、2月17日に社会保障と税の一体改革大綱が示されております。

消費税率や国と地方の配分については示されたところであります。ただ、本市の財政状況に影響を及ぼすと考えられます地方交付税の配分される状況、そして実際に各市町村に配分される交付税の影響がどういうふうに反映されるのか、この辺ですとか、あと社会保障の改革によりまして起こります地方の負担について、不明確な部分が多すぎるという状況ですので、現時点で、その収支の見通しを立てることが困難であるという状況にありました。

#### ○北野委員

平成23年度も予算編成の上で収支不足だったし、24年度、25年度も財源不足だということはおっしゃっているとおりですね。そうであれば、事務事業の見直しとか、歳入歳出の抜本的見直しをしなければならぬと市長が本会議で答弁して、現時点の計画策定を見送ったということですが、答弁を聞いていて疑問なのは、交付税の財源補てん機能というか、これが前提になっていないように思うのです。これとの絡みで、まず地方交付税は、交付税法で財政力の基盤が弱い、市税収入が少ないそういうところには、やはり地方交付税で財源を配分するという機能があると思うのですが、これが全くないみたいな説明するから疑問なのです。こういうことも含めて検討することは現実的ではないと、国はそんなに簡単に金なんてくれないということが前提にあるのですか、法律どおりには金をよこさない。

#### ○（財政）財政課長

今、北野委員も言われた交付税の考え方ですけれども、一つには財源保障機能というのがありまして、恐らくそのことをおっしゃっているのかと思いますので、マクロ的な視点からいきますと、その地方交付税の総額というのは、国税5税の一定割合として法定化されているということで、地方の財源は総額として保障されているという考え方はあります。

もう少しミクロ的な視点からいきますと、基準財政需用額と基準財政収入額といった基準の設定を通じまして、どの自治体に対しても行政の計画的な運営が可能になるような制度が制定されているということではあります。実際のところ今、北野委員からお話がありましたけれども、平成23年度、24年度と一般財源の収入以上に本市の場合は歳出に充当するその一般財源の必要額が上回っている状況が続いておりました。恐らく25年度もそういうことが続くのではないかとということが想定されますが、そういったことも含めて、今後、今、主幹からも話がありましたとおり、その社会保障と税の一体改革の関係で、交付税にどのように反映されてくるのかとか、そういったところがまだ不明だということになっていますので、今の段階では示すことができない状況でございます。

○北野委員

できるだけ急いでつくってください。

では、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○前田委員

代表質問をさせていただきましたので、その中から何点か質問させていただきます。

◎他会計からの借入れについて

他会計からの借入れについてということで質問をさせていただき、御答弁をいただいているわけですが、この答弁では、このような財政構造から一日も早く脱却するためにも平成 24 年度は他会計からの借入れは行わないのだというふうに述べられていて、最後のくだりでは、最終的に収支不足が見込まれ、他会計では資金剰余が見込まれるような場合には、返済方法などの協議の上、借入れを行うこともあり得るといふふうに考えていると、今度否定しているような答弁があって、若干つじつまが合わないというふうに思っているところでございまして、まず、なぜこのような表現になったのかお聞かせください。

○（財政）財政課長

今後の他会計からの借入れの可能性になるかと思いますが、やはり基本的には、これまでのように当初予算編成段階において、初めからその財源として他会計からの借入金を見込むということは、今後行うつもりはないという考え方にはあります。ただ、1 年間の年間を通じた財政運営の結果、どうしても最終的に収支不足が見込まれるという状況になったときに、一方で他会計では収入増が見込まれるといった場合については、一般会計が赤字に転落するというのを何としても避けるという意味で、一般会計と他会計とで返済方法などを協議いたしまして、借入れを行うこともないとは限らないということで、こういった答弁をしたところでありますが、そうならないように適正な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○前田委員

赤字予算編成にならないようにということでしょうか。

○（財政）財政課長

最終的に年間を通じた財政運営の結果、ある程度決算が見えてきた段階で赤字になりそうだという状況になったときには、何としても赤字にならないように一部もしかしたら他会計からの借入れもあるかもしれないということでございます。

○前田委員

市民からは、除雪費の一部を変更したとか、使ってもうなくなったというようなことを耳にしている人もいるということで、私どもにも除雪に関しての費用が賄えなかったらどうするのか、市民サービスの低下を招くおそれはないのかということで、いろいろな相談がありましたので、今、こういう質問をしているのですが、そういうことはないのだと。最終的に財源が必要になってくれば他会計からの借入れもやむなしということによろしいですね。

○（財政）財政課長

除雪費につきましては、過去に、8 億円でできなかった年もあり、できた年もありますが、基本的にはやはり 9 億 5,000 万円というのを今はベースとして考えています。今年度、昨年度ともそれでは足りなくて 2 億円を追加したということがありますので、何としてでも財源については確保していきたいと考えておりますが、まずは他会計からの借入れというよりは、今後、一定程度発生が見込まれます前年度からの繰越金でありますとか、予算の執行段階で生じる執行残なども活用しながら財源を捻出する。それでもどうしてもだめだったときには他会計からの借入

れということ、ほかの会計で余剰資金があることが前提ですけれども、そういうこともあり得るのではないかと  
いうことでございます。

○前田委員

余計なことかもしれませんが、除雪費の関係で言えば、業者には当然迷惑はかけられませんし、かけない  
ということですね。

○（財政）財政課長

はい。そのとおりでございます。

○前田委員

◎借入金の償還計画について

次に、借入金の償還計画について質問します。

他会計からの借入れは 39 億 300 万円で、基金から 19 億 5,300 万円ということで、58 億 5,600 万円の借入残高が  
あり、それを平成 38 年までに返すということで、残りあと 14 年間かと思うのですが、これはどのような償還計画  
になっているのかということで、一定金額になっているのか、それと同時に今後の財政の変動によって、そういう  
影響を受けないのかどうか、この辺をお聞かせ願います。

○（財政）柴田主幹

他会計と基金からの借入れについては、他会計から申しますと、早いものでは平成 15 年から借入れを始めており  
ます。償還計画についてですが、水道事業からの借入れにつきましては、水道事業のほうで資金が必要になるとい  
うことで、元金を含めて、できるだけ早期に返還しているということでもあります。企業会計になりますが、特に産  
業廃棄物等処分事業会計については、一般会計の収支が厳しい状況が当時から予想されておりましたので、元金返  
済を 26 年からということで、当分の間据え置くこととしており、これからを計画的に返還していくということにし  
ております。

基金からの借入れにつきましても、古いものでは 14 年度から借入れを開始しております。こちらにつきましても、  
積立金そのものを事業費に充当していくような基金につきましても、順次元金を返済しておりますが、ほとんどに  
ついては、まだ返済を保留しているところですが、これにつきましても 24 年度、25 年度までは一般会計が苦しいと  
いう見込みを立てておりましたので、26 年度以降に元金の返済をしていくということで借入れを開始しています。  
返済の金額につきましては、今申し上げましたとおり償還年度がそれぞれでまちまちになっている関係もありまし  
て、各年度の償還額も元利償還額も変動がございますが、例えば 26 年度、元金返済が多く始まる現状でいきますと、  
合わせて 4 億 5,200 万円ほどの返済額で、30 年度にはピークを迎えまして、5 億 5,500 万円ほどということになり  
ます。これ以降は、だんだん減っていくという状況になっております。

○前田委員

でこぼこはあるようですが、そういうことで、財政の計画、経済の動向、これらによって変動はないのかとい  
うのを聞いたのですけれども、この辺はどうですか。

○（財政）柴田主幹

現状で 1 年ほど先の経済の状況を見通すことは難しいのですが、できるだけこの償還計画に沿って返済してい  
きたいとは考えておりますけれども、状況によっては返済を繰り延べするという事も考えなければならない状況に  
なることもあるかと考えております。

○前田委員

◎消費税の増税が本市に与える影響について

質問を変えますが、今の政府は、平成 26 年 1 月から消費税を 8 パーセント、27 年 10 月から 10 パーセントとい  
うことで、一体改革大綱の素案と申しますか、税との関係でこういうことを決めたと聞いているのですが、そこで

消費税の増税が本市に与える影響、歳入歳出といったことについてお聞きしようと思います。この辺のことについては、前段の償還計画等も含めて、いろいろと関連してくるものですから、どのような見立てを立てられているのか、試算をされているのかということについて、お聞きいたします。

○（財政）財政課長

このたび閣議決定されました社会保障・税一体改革の大綱の中では、地方消費税のアップによる地方の増収分につきまして、消費税率換算で 1.54 パーセントとされております。その内訳につきましては、地方消費税分が 1.2 パーセント、そして地方交付税分が 0.34 パーセントになっており、このうち地方消費税分の 2 分の 1 が都道府県、そして残りの 2 分の 1 が市町村に交付されるというようになった場合については、現行の地方消費税の配分率であります 0.5 パーセント、これに 1.2 パーセントの半分の 0.6 パーセントが上乘せになりまして、0.5 パーセントが 1.1 パーセントというふうになりますので、本市の平成 24 年度の予算ベースで試算しますと、約 15 億 7,600 万円程度の増収になるというふうに試算上はなりますが、一方で地方消費税率のアップによる消費の減退ということも考えられますので、このとおりになるとは断言はできないというふうに考えております。

それと、地方交付税に充てられる 0.34 パーセント分については、地方が行う社会保障関係の単独事業に充てるといふふうにはされておりますが、実際の地方交付税の各自治体に交付される額にどの程度反映されるかということが、現時点では未知数だということがありまして、今後の動向にこれが本市の財政運営にどう反映されるかというところまでは、まだ不確定要素も多いものですから、なかなか見通せない状況にあるということでございます。

○前田委員

いい部分と悪い部分が見受けられるということで、今後もそういう動向に十分に目を光らせておいて、先取りでいろいろと試算をして、本市の財政だとか予算編成に活かしていってもらいたいということを要望しておきます。

◎防災意識と組織のあり方について

次に、防災についてお聞きします。

私は、防災のところで何点か質問をしているのですが、防災意識と組織のあり方ということでお聞きしております。それで、自助ですとか自主防災組織などということで、答弁にもこういう文言が出てきておりまして、自助努力だと思いますし、自主防災組織、地域の町会単位なのか、そういったことを想定しておっしゃっているのだらうと思いますが、本市がこれまでにこれらの意識の向上や利用の向上にとられてきた施策で、何か目に見えるものというか、語れるものというのがあるのかをお聞かせください。

○（総務）杉本主幹

今、委員が御発言になりました自助の部分、それから災害対応にはもう一つ、共助という言葉があります。自助につきましては自分の命は自分で守る、共助につきましては自分たちの地域は自分たちで守るという意識の下に防災体制を考えていくものでございまして、これらにつきましては、各地域、それから団体等から依頼がありました出前講座等でこの事前対策等の自助とか共助についてわかりやすい説明を行って、周知に努めてきたものであります。

○前田委員

それは今までのことなのでしょうけれども、東日本大震災の教訓を受けて、それ以後も今までと同じようなことでは当然だめで、もっと意識の強いものというか、そういう組織も強固なものにしていかなければならないと思うのですが、今後の方針、方策といったものについては、どのように考えておられますか。

○（総務）杉本主幹

東日本大震災で、津波による甚大な被害が発生したことを受けまして、長い海岸線を持つ本市におきましては、津波対策がまず喫緊の問題というふうに考えまして、この中で、まずは政策の一つとして津波ハザードマップを作成いたしました。これを沿岸部の町会、それから自主防災組織の方々に配布して、それぞれ説明会を開催し、その

際にハザードマップの使用方法、それから各地域の皆様方には、それを基に避難計画をつくっていただくというふうに考えております。

○前田委員

今、ハザードマップの話が出ましたが、本日の広報おたるにも出ているので、このハザードマップの中身を説明してくれませんか、どういうものなのか。

○（総務）杉本主幹

お手元にハザードマップがあるということですが、このハザードマップは、北海道が作成いたしました津波シミュレーション、津波の浸水予測に基づきまして作成したものであります。市内の海岸線を七つの地区に分けて、それぞれの地区の津波による浸水予測を記した部分と、各地域の方々が避難の際に役立つように各海岸線に 5メートルごとの標高線を色分けして記入してあります。これは 5メートルごとに 30メートルまで記入してあります。それから、各避難所の位置、標高、それから近隣にあります重立った目印となる建物を記してあります。それから、マップの裏面には、津波の仕組みですとか、津波に対する各知識について確認いただけるようになっていること、各関係機関の連絡先などが記してあるものであります。

○前田委員

今、説明があり、大変立派なものでありますが、本日の広報おたるを見ると、「北海道から新たな津波浸水予測図が示されたときには、今回作成したハザードマップの内容を改訂し、市内の全世帯に配布する予定です」と書いてあります。これには相当な費用かかっていると思いますが、これをまた新たにつくり直して、また別物を配布するということの意義について説明してください。

○（総務）杉本主幹

今、北海道から新たな津波浸水予測図が出された場合ということですが、当初この事業を始めたときには、北海道から今回の震災を受けた新たな津波浸水シミュレーションが平成 23 年度中に道内の各市町村に示される予定でした。ところが、道内のうちオホーツク海側と日本海沿岸につきましては、津波の痕跡調査を行わなければならないということで、新たな津波の浸水予測が示されるのが 24 年度以降に先延べされることとなりました。当初は、23 年度の緊急雇用の事業で、ハザードマップを作成するための基礎調査を行って、今年度中に北海道から示される予定でしたので、その際に新たに中身を改訂したマップを作成して、新年度早々には印刷する予定だったのですが、実際には改訂するために必要なデータが道から来るのが 24 年度以降に延期になったために改訂の作業については、同じように 24 年度以降になったものでございます。

○前田委員

ちなみに、今回のこの制作費には、幾らかかったのですか。つくり直すといえは同等の金額がかかるのだらうと思いますが、今回の部数と金額をお示してください。

○（総務）杉本主幹

今回の基礎調査につきましては、まず基礎調査の部分の契約金額で 945 万円、これは調査費が主なものになっていまして、緊急雇用全体ですので、その際に雇用する新規雇用の労働者の賃金等も入っております。

それから、今回つくった部分の中で当初の印刷は 1 万 2,000 部を見込んでおりましたけれども、実際に沿岸部に配布するときに足りないということで、1 万 1,000 部、73 万 5,000 円の予算を別枠でつけまして、今回 2 万 3,000 枚の印刷をしたものです。

○前田委員

当初は 945 万円で 1 万 2,000 部だったものに 1 万部追加したと。市内の世帯数は 6 万数千あろうかと思いますが。これには奥まったところの避難所から何からいろいろと書いてあるのですけれども、これは全部に配るわけではなくて海岸線の方たちだけに配布するということになるのですか。それとも各戸に配布になるのですか。

○(総務) 杉本主幹

今回印刷したものについては、各沿岸地域の町会等に配布することになります。これを改訂して印刷したときには、市内全戸に配布する枚数を印刷して配布する予定でございます。

○前田委員

そうしたら、二段構えでやるということで、6 万全世帯に行くということで、予算もそうしたらもうその何倍かかかるということですが、これは今年度予算でやるのですか、それとも来年度予算でやるのですか。

○(総務) 杉本主幹

北海道からの新たな津波浸水予測が平成 24 年度中には出ないという見込みになりましたので、当初は 24 年度の新年度予算で印刷をする予定だったものが、25 年度以降に予算計上して印刷し、配布するということで考えております。

○前田委員

平成 25 年度以降、そうしたら翌々年度で対応するというので、わかりました。

今は津波ハザードマップの作成でしたけれども、防災の絡みの細かいことにはなりますが、防災行政無線の整備のほか、津波避難所への物資の配備や標高を示した避難所表示板の設置を 5 年計画で行っていきなっていますので、まずこの中の一つの防災無線というのは、どういうことを想定した機能を持っているのですか。

○(総務) 杉本主幹

このたび整備を予定しております防災行政無線につきましては、災害対策本部が置かれる市役所本庁舎と、各避難所、それから病院を結ぶ連絡のための防災無線を考えております。前回の大地震の際に、各固定電話、携帯電話が繋がらなくなって、通信が断絶したことを踏まえまして、これらの際の緊急連絡方法としての無線の整備を進めるものであります。

○前田委員

我が党の議員が第 4 回定例会で質問していたのですが、これを見て、忍路ですとか銭函のサイレンだとかが聞こえない地区のところには何かしらの施設をつくり、そういう放送設備を設けるのかと思っていたのですが、そういういったところの部分は、どのようにカバーされるおつもりですか。

○(総務) 杉本主幹

サイレンの音が聞こえない等の地区、それから恐らく FM ラジオなどが受信できないという地域につきましては、これから地域の実情等も調査する中で、どういった方法が一番いいのかという検討をしていきたいと思っております。

○前田委員

それと、この津波避難所への物資の配備について、物資はどのような物資なのか、また物を備蓄するとなると倉庫や物置をつくっていかねばならないと思いますが、具体的にはどういうことなのかお聞かせください。

○(総務) 杉本主幹

これまでも各避難所につきましては、例えば非常用の食料ですとか防災グッズなどを配備しており、一部の避難所には毛布も配備しておりました。今回、東日本大震災等で、季節柄、避難所に避難したけれども、寒さに凍える避難者がいたことも踏まえまして、各避難所にはストーブ、毛布、それから床敷きのシート、それから非常用の簡易トイレ、救急セットなどを配備する予定でございます。今回の各避難所への配備につきましては、そのほかに避難所の前についている標識を 5 年計画で、順次避難所の標高がわかるように、標高を表示したものに更新していく予定でございます。

○前田委員

避難所に向かう道筋がわかるような表示板をつくるということなのでしょう、その避難所の部分については、違うのですか。

○（総務）杉本主幹

あくまでも避難所の標識ですので、避難所の入り口に立っている標識です。

○前田委員

そうしたら、市内の電柱などには、そういう対策はしないのですか。

○（総務）杉本主幹

避難所につきましては、起きた災害によって、例えば大雨を想定したものでとか、津波を想定したもので、ある程度、避難所の使い分けが必要だというふうに考えておりますので、現時点で電柱への一律的な看板の設置というのは考えておりません。

○前田委員

私は代表質問の中で、当然、観光客が来るので、優しいそういう標識やハザードマップといったものをお願いしたいと言っていたと思うのですが、こういうことはあまり考えないということではよろしいのですか。

○総務部長

電柱に避難所の場所を掲げるということは、当面考えていないということで答弁をさせていただいたのですが、今回の東日本大震災を踏まえますと、的確な避難行動が素早くできるかどうかによって、被害の大きさは大分違ってくるというふうに私どもは認識しております。

先日の代表質問でも答弁いたしましたとおり、市民の中には、自分の住んでいる場所の避難所がどこにあるのかどうかということがまだ十分に知られていないというふうに私どもも認識しておりますので、電柱の部分につきましては検討させていただきますが、例えば広報おたるを使うとか、どういった形になるのかについては、これから検討させていただき、避難所の位置、場所については、改めてこれを契機に市民の皆さんに十分周知していくよう努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○前田委員

市民であれば、広報おたるが月に 1 回出ますからよく目にもすることもあろうかと思うのですが、観光客については、広報おたるを見てくださいと言ってもなかなか見る機会はないと思います。やはり新潟とか私どもは行ってまいりまして、あそこは別格かもしれませんが、いろいろと至れり尽くせりのことをやっていました。それでも、やはり何かのそういうものが襲来してくると必ず被害は出るのだと、これでいいということはないというようなお話を承ってまいりました。

ということで、本市も地震が少なく津波があまりというか、ほとんどない。ただ、奥尻には、あれだけの大きな津波が来ました。たしか 200 名前後の方が亡くなったかと思えます。これが積丹半島を越えて、小樽側の石狩湾側で起きると、ハザードマップで示された地域の人たちは大変な被害をこうむるわけでございます。ですから、ぜひ新たな施策を含めて何かやはり自助、共助、公助、これらがそれこそ三位一体でありませぬけれども、かみ合っただけでこういった被害を防止できるように、やはり常に意識を向上していかなければならないと思いますので、このことについては永遠の課題でございますけれども、要望して私は終わらせていただきます。

○市長

私としては、何度もいろいろなところで話しておりますが、やはり市民の皆さんの安心・安全というような観点、それから平成 24 年度の予算編成に当たっては、やはり東日本大震災を受けて、防災対策について力を入れて予算に取り組んだという話をさせていただいております。ですから何が一番いいのか、何をどのようにしたらいいのかという具体的なものについては、これからまた皆さんからお知恵をおかりしながら、市民の皆さんからのお話を聞きながら取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、まずは防災の問題については、私は第 1 番目に取り組んでいかなければいけない問題だというふうに認識しております。

○濱本委員

◎小樽市墓地及び火葬場条例の一部改正条例案について

議案第 39 号小樽市墓地及び火葬場条例の一部改正条例案について伺います。

まず、中央墓地に万霊塔というのが存在していると思いますけれども、これはいつ建立されて、その後、現在までどのような運用がされてきているのか。万霊塔の概要についてお聞きしたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔につきましては、中央墓地に現在 3 基ございます。建立は大正元年から 2 年ごろであり、使用目的といたしましては、行旅死亡人、わかりやすく説明させていただきますと、小樽市内でどなたかが亡くなり、氏名も住所も本籍もすべて不詳といった方のお骨については、引き取る方がいらっしゃいませんので、そのような引取り手のない遺骨について、無縁仏として納骨する施設が万霊塔でございます。

○濱本委員

たしか、平成 18 年に中央の万霊塔の老朽化が激しいということで改修されているはずですが、その点についてはどうでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔の修復の関係でございますが、平成 18 年度に 3 基あるうちの中央の万霊塔の老朽化が著しいということで小樽石材組合、また、そのほかには小樽仏教会、また仏教会に加入する団体の御寄附をいただきながら、それとともに市費も投入いたしまして、中央の万霊塔を修復したという状況にあります。

○濱本委員

修復に関しては、石材組合と小樽仏教会が、現物なのか金額なのかはわかりませんが、修復に対して寄附をしてくれたということですね。

それで、万霊塔は、行旅死亡人、いわゆる無縁仏等々が納骨されているということですが、現在までの納骨数、若しくはどの程度残りのキャパシティがあるのか、容量的にどうなのかという点についてはいかがですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔の納骨容量等についてであります。直近 5 年の実績で説明させていただきます。平成 19 年度は 25 体、20 年度は 12 体、21 年度は 14 体、22 年度は 10 体、23 年度はまだ途中ですが 17 体、平均しますと年 15 体程度を万霊塔に納骨しているという状況であります。

また、3 基の万霊塔のこれまでの使用状況から、今後どのぐらい使えるかということを確認してみました。左側と中央につきましては、もう満杯の状況でございます。それから、右側はほとんど空という状況になっておりますので、本年度からは右のほうに納骨する予定であります。また、納骨する量の体数の関係ですが、図面等が手持ちに残っていないという状況がありますので、現在の中央にある万霊塔とほぼ同じ大きさ、同規模だとすれば、10 年から 20 年程度は使用できるものと考えております。

○濱本委員

今の段階では、10 年から 20 年ぐらいは何とか使えるということで、それは直近 5 年間ぐらいの数字のマックスで 25 年、ミニマムで 10 年ですから、この間ぐらいの数であれば、そのぐらいは収納できるということですね。

先ほど行旅死亡人という答弁がありましたが、火葬場条例の中に使用権の消滅というのがあります。使用権が消滅した場合に、そのお墓に納骨されていたものは、やはり万霊塔に入れるのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

使用権の消滅の関係については、墓石簿、お墓に関する台帳を確認しながら継承者を追って確認するところですが、消滅されると条例に基づいて判断するとするならば、告示をしまして、一定の事務処理の流れの中で整理させていただくことになろうと思います。



○濱本委員

私が聞きたかったのは、使用権の消滅になりますと強制的に執行をかけるわけです。お墓としての使用権は、承継者がいないとか、20 年以上何とかと条例に書いてあります。それでも、お墓に入っている人そのものは特定できる人です。ですが、承継者がいない、それから家族がいないということで、それを撤去するわけですから、当然中にはお骨が入っているわけです。では、そのお骨は万霊塔に入れるのですか。私が聞きたかったのは、行旅死亡人は身元がわかりません。だけれども、使用権消滅したお墓の人の身元はわかっているわけです。そういう方も万霊塔に入るのですか、入れている実績はあったのですかということです。

○（生活環境）戸籍住民課長

使用権消滅に伴う納骨の関係ですけれども、万霊塔に納骨するということは、これまではございませんでした。

○濱本委員

今までは実績がないということですね。ということは、使用権の消滅をして撤去したお墓は条例制定以降、いまだかつてないのですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

使用権消滅の関係で市が撤去する、そういう事例はございませんでした。

○濱本委員

今まで実績がなかったことは理解しますが、今後そういうものが発生したときに、その御遺骨は、どこに収骨されるのですか、万霊塔ですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

使用権の消滅に関しましては、なかなか市としても頭を悩ませるところであり、現実にも今までも 1 件もないという状況の中で、市が承継者等あるいは告示等の処理をした中でも、勝手にするという事は、市費で持ち出しをして行わなければならないということにもなりますので、これらの取扱いについては、慎重に考えなければならないというふうに考えております。

○濱本委員

しかし、そういう状況が発生したときのために条例なり規則なりが整備されているはずで、まだ検討しなければならないといいますが、この条例は昭和 25 年に制定されています。昭和 25 年からということになると、もうかれこれ 60 年がたつわけですね。60 年がたっていて、そういう案件が 1 件もない。今後も発生しないからルールがなくてもいいということではないと思うのです。やはりきちんとあって、そういうものが消滅したときには万霊塔に入れるという明確なものがなければ、私はちょっと行政のスタイルとしてはおかしいと思うのですが、いかがですか。

○生活環境部長

確かにその使用権の消滅について、条例化はされているのですけれども、実際のところはなかなか行政として、実行というものが難しい部分があったので、過去にそういった事例はないというのが実際のところなんです。ただ、お骨の処理につきましては、あくまでも行政側で処理するという事ですから万霊塔のほうに収骨するような形になるというふうに思います。

○濱本委員

では、今後発生した場合には、万霊塔に入れるということですね。ということは、万霊塔には、身元のはっきりしている人と行旅死亡人が合同で納骨されるという理解でよろしいですか。合葬されるということで理解していいですね。

○（生活環境）戸籍住民課長

無縁仏と身元がわかる形の承継者が消滅した後のお骨という意味では、双方が万霊塔に入る形にはなりますが、

今後、合同墓の利用に当たっては、きちんとお骨の整理をする人、後始末をする、使用料を払ってしまう人との、この区分をきちんと整理していきたいというふうに考えております。

**○濱本委員**

少し変えますが、万霊塔の設置の部分でいくと、今の墓地火葬場条例第 20 条の規定によるのですけれども、この規定の中には、万霊塔という施設の名称すらないのです。今、合同墓を設置するという中では、合同墓という名称を条例に入れるようになっていきますので、本来であれば、万霊塔が存在している中で、どこかの時点でいわゆる行政的な施設ですから、万霊塔という名称が条例の中に入ってもよかったのではないかと思います。今まで入れてこなかったというのは、何か理由があるのですか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

小樽市の墓地及び火葬場条例につきましては、国の墓理法に引き続き条例制定されたものであり、いつごろからこの条文が制定されたのかは定かではないのですが、私どもも、万霊塔は市の施設である、そして墓地については市が設置した公の施設である。そういった中で、万霊塔は、市長が判断して処理する施設ということで、一つの条例の中であいまいな部分もありますので、今後、行政担当を含めて協議した中、整理していきたいというふうに考えております。

**○濱本委員**

まず、市民の皆さんも万霊塔があるのに合同墓というふうにとらえている方もいらっしゃいます。そこら辺のことがあるものですから、今、万霊塔の経過も含めて詳しくお聞かせいただきました。

それで、今回の合同墓の建立、設置ですが、確かに市民ニーズはありました。それから、山田前市長もいろいろな課題を検討しながら設置に向けてという御答弁でありました。その検討の中に利用申込者の範囲ということもその中できちんとおっしゃっているのですが、今回の出てきた条例案にしても、その他のものにしても、利用者の範囲、制限そういうものは一切ないのです。市長への手紙の内容を簡単に言えば、次の世代に子供がいないなど、いわゆる承継者がいないとか、本当にある意味お金のこともあるし、自分の子々孫々のこともあるし、そういうものがあつての市長への手紙だというふうには私は理解しているのです。にもかかわらず、今回は利用範囲を一切制限していないということには、何かあるのでしょうか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

使用者の関係でございますが、現状の条例第 3 条におきまして、使用者を定めております。その中には、これまでの墓地、今回の条例案では「一般墓地」と定義させていただいておりますが、その墓地の利用者については、「小樽市に居住する者」、そして「そのほかに市長が特に必要と認める者」と明記されておまして、使用者のこの条文については、私ども改正はせず、今後、要綱あるいは要領などで細かい内容について定めて、市民には広報などでこれから周知してまいりたいというふうに考えております。

**○濱本委員**

ぜひお願いしたいと思います。一つは、確かに価値観も変わってきて、宗教観も変わってきます。お墓に対する認識も変わってきているでしょう。かつては、お墓しかなかったのが寺院の中に納骨堂ができる。現在はそういう形になっている。確かに価値観が変わっているからお墓も持てない、持たない、利用の制限もなければ、コンビニ的に使おうかというのが本当に日本人の価値観として正しいのかと、単なるわがままではないのかと。そのわがままに行政がサービスをするというのはいかがかと思えます。本当に困っている人がいることは、事実として認めていますし、だからその人たちのためにセーフティーネットとしての合同墓は必要だと思うのです。しかし、だからといって無制限に手を広げる必要はないのだろうと思います。札幌市の例でいくと、霊園の中に道路ができて、その道路にあったお墓で、移転の御案内をしたけれども結局回答がなくて、いや応なく移さなければならない、それで合同塚を建てた。そこから利用範囲を広げていったというのと小樽の今のスタイルでは、そもそものスタートが

少し違うので、札幌の例とは一緒にならないのだろうと思うのです。

それで、合同墓を設置するに当たって、先ほど万霊塔で仏教に例えば寄附をいただいたということもあり、もう一つ確認したいのですが、万霊塔で何らかの宗教行事は行われていますか。市役所がやっているということではなくて、善意で勝手にと言ったらいいのでしょうか、それはありますか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

私は昨年 6 月に異動してまいりまして、現実にお盆等の確認はさせていただいておりませんが、万霊塔のファイルを確認したときに、平成 18 年度に修復したときの開眼供養といえますか、そういう形ではしていただいております。

**○濱本委員**

そういう意味では、市内の宗教団体が、市の施設であっても善意でそういうものに対して協力をしてくれているという事実はあるわけです。

今回の合同墓を設置するに当たって、仏教会等の関係諸団体がいろいろあるのですが、そういう団体と事前に意見の確認をしたということはあるですか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

合同墓に関しまして、関係する団体との協議についてですが、特に改めて行ってはおりませんでした。

**○濱本委員**

私自身の話でいくと、確かにそれぞれの寺院のすべてとは言いませんが、合葬墓を持っているということも事実でして、それは当然ただではありませんけれども。合葬墓はあるし、今度は合同墓ができますということであれば、やはり関係の団体に、合同墓の姿や運用の仕方もそうですが、そういうことというのは、行政手続の上での丁寧さという部分では必要ではなかったのかと思うのです。今回の学校の適正配置で、あれだけ行政手続を緻密にやっていることを考えると、今回の合同墓の設置に関して言えば、いささか手続が丁寧さに欠けていたような気がします。その点についてはいかがですか。

**○生活環境部長**

今回の合同墓につきましては、利用対象という意味で申しますと、身寄りがないですとか、子供がいなくて将来的に仮に寺院に納骨しても維持できないといった方々を主にターゲットにしたという点がありましたので、今回は仏教会等の関係団体には事前には特に説明等はしなかったという点がございまして、今の委員からのお話もございまして、定例会中になるか定例会が終わってからになるのかはわかりませんが、今後の運用の意見等も含めまして、お話しする機会を設けたいというふうに思います。

**○濱本委員**

そういう意味で、丁寧な行政手続というのは、すべての部分で言えるはずだと私は思います。そういう意味では、宗教施設ではありませんが、特にこういう宗教的な施設のことであれば、なおさらのこと私はそういうものが必要になるのではないかとこのように思いますので、運用開始が 10 月ですから、その前までに、市民の皆さんそれぞれが安心されるような運用方法をきちんと考えていただきたい、つくっていただきたいということを希望して終わります。

**○委員長**

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

**○千葉委員**

私からは財政の中から予算の概念について、何点か伺ってきたいと思います。新年度は、先ほど来議論がありますとおり、他会計からの借入れを行わない形で収支均衡を図った予算編成となっております。編成に当たりまし

ては、市長の提案説明にもありましたとおり、選択と集中の視点に立って事業の厳選に取り組んで、財政健全化を念頭に置いて予算編成をされたというふうに承知をしております。

#### ◎市税収入について

平成 24 年度の一般会計の予算案の概要の中から、初めに市税収入について伺いますが、景気の低迷で例年のない落ち込みの金額が計上されているということで、数字をパーセンテージで見ますと、市民税は前年同様、予算費では 4.5 パーセント減ということで、今までにない予算を組んでいます。この考え方について御説明をお願いいたします。

#### ○（財政）税務長

個人市民税の予算の考え方についての御質問だと思うのですが、個人市民税は、均等割額と所得割額という二つで構成されてございます。均等割は定額で 1 人当たり 3,000 円でございますので、まずその均等割の人数をどういうふうに算定するかということが一つのポイントになります。それで、均等割も所得割もそうなのですが、予算の算定の基本的な考え方としては、まずは平成 23 年度の決算見込みを出します。それに 22 年度との比較の増減でどういうふうになっているのか、その増減を見ながら 24 年度の予算を今後の人口の伸びというよりは減少になるのですけれども、そういうものを勘案しながら算出していくというのが大きな考え方でございます。均等割の部分はそういう形で、23 年度の決算見込みが 5 万 6,000 人ぐらいだということで、それに 22 年度と 23 年度の決算の増減を見ながら勘案したときに、24 年度の均等割の人数は 5 万 4,400 人ということで算出しまして、それに市民税均等割は 3,000 円ですので、それを単純に掛けるという形で出しております。

次に、所得割は、かなり複雑な計算をするのですが、基本的には 23 年度の決算で、所得割の納税の義務者数を見込んで、それに給与所得者とか、営業、農業、その他とか、所得に応じていろいろな階層があるので、その部分を見合いながら、全体の納税義務者の総所得を出して、それからいろいろな所得控除というのがあります。基礎控除のほかにも子供がいれば扶養控除や配偶者控除、社会保険料控除や医療費控除など、さまざまな控除があるものですから、その平均的な控除みたいなのを算出して引いた部分がいわゆる課税標準額です。その課税標準額に市民税の場合は 6 パーセントの税率なので、それを掛けて出すという形になります。それに税額控除とか、非常に全体からすれば少ないのですが、そういう部分の勘案も差し引きしながら出した数字に収入率を掛けて予算額を出しているという形になってございます。

#### ○千葉委員

今の御答弁だけではちょっと理解ができないので、また伺いたいと思いますが、今までの流れの中で経済が非常に悪化している中で、予算編成でここまで市税の落ち込みを予想したことがあったのかと私の中では思っております、それぐらい今年度の所得の水準が下がっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### ○（財政）税務長

端的に申し上げますと、そういうことになるとは思っているのですが、平成 23 年度では予算ベースで 43 億 1,640 万円と出していたのが、人口減に伴って、納税義務者、要するに税金を払ってくださる年齢の方、人口的構成で言えば生産者年齢人口と言われるところの人口が減っていると。しかも景気の低迷も続いているので、1 人当たりの所得も順次減っていったという部分が重なり合って、課税標準額そのものが減っている、税額が減っているということです。今回、いわゆる 5 定補正の中で、その分を見込んで減額補正を出させていただいておりますので、それでいきますと 49 億 8,640 万円になってございますが、今回の 24 年度の予算は、さらに人口減少に歯止めがかからない部分がございますので、それを勘案した形で現年度については、今言ったような予算という形で、落ち込みとしては、対前年度の 23 年度に比べると、かなり落ちたというふうに見えてくる形になります。

#### ○千葉委員

次に、固定資産税についてですが、これも同様に評価替えの年度であるということで、落ち込みを見込んでおり、

以前の財政健全化計画の中では、3パーセント程度は落ちるのではないかということで、たしか計画があったのかというふうに記憶しております。そういった中で、これは非常に減額されている予算編成になっていると思いますが、同様にこの辺についても御説明を願えますでしょうか。

#### ○（財政）税務長

これが今回の減収の一番の大きな要因でございまして、私どもでいくと大体 75 パーセントぐらいが固定資産税と都市計画税で占めています、減収の部分は。大きな部分は、やはり何といても土地は地価の下落がずっと自然減的にとまらない部分があるのですが、やはり家屋に係る 3 年ごとの評価替えの部分が非常に大きい形になってございます。市の家屋の固定資産税と都市計画税の部分でいきますと、5 億 3,000 万円ほどが、この中でマイナスの要因になってございまして、過去との推移の説明をさせていただくとわかりやすいと思いますので、質問にはないのですけれども答弁いたしますと、前回の平成 21 年度は、予算ベースで 2 億 3,200 万円ぐらいの減だったのです。前々回の 18 年度は 5 億 8,000 万円ぐらいですから、倍以上の金額だったのです。なぜ前回分の 21 年度がそれだけ少なかったかという、評価の算定をするときに再建築費の評点補正率という補正率があるのです。それで下がる部分を少し圧縮している形になったものですから、評価替えの影響額がもろには出なかったという形で 2 億 3,000 万円ぐらいになったのですが、そういう影響がなかった 18 年度のときは 5 億 8,000 万円ぐらいなので、そういう意味では今回の 5 億円規模というのは、あまり影響がなかったという部分では、18 年度と同じぐらいの規模かというふうには考えてございます。

#### ○千葉委員

次に、交付税について若干伺っておきたいと思います。先ほど税制改革ですとか、いろいろと問題等があるようですが、平成 20 年度、21 年度、22 年度の過去 3 年における地方交付税の予算と決算額をお示しいただけますでしょうか。

#### ○（財政）財政課長

普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税の総額で答弁いたします。

まず、平成 20 年度につきましては、当初予算額が 151 億 4,600 万円、それに対しまして決算額が約 149 億 3,400 万円で、2 億 1,200 万円の減となっております。21 年度につきましては、同じく予算額が 150 億 4,300 万円、それに対する決算額が 155 億 6,000 万円で、予算に対して 5 億 1,700 万円の増となっております。同じく平成 22 年度につきましては、予算額が 159 億 1,600 万円、これに対しまして決算額が 164 億 6,100 万円で、5 億 4,500 万円の増となっております。

#### ○千葉委員

過去 3 年を比べまして、今回の平成 24 年度の予算というのは、168 億 8,000 万円になっておりまして、非常に大きく増額を見込んでいるというふうに思っております。この増額で見込んだ要素について御説明願います。

#### ○（財政）財政課長

まず、普通交付税につきましては、基本的には地方財政計画で示される伸び率を考慮した上で算定していきまますが、それに加えて交付税の仕組みとして、基準財政需用額が同じだった場合に、基準財政収入額が減れば地方交付税が増えるという仕組みになっていまして、先ほどの税務長の答弁にありましたように、24 年度については市税が大幅に落ちるということでありまして、その減収見合いを地方交付税で補てんするというような見合いがありまして、普通交付税については 5 億 3,800 万円、これは 23 年度予算比ですけれども、増えているというふうになっております。

特別交付税につきましては、24 年度が特別増えたというわけではなくて、23 年度が震災などの影響を考慮して、例年よりも低く見ていたということがあります。それが例年ベースに戻るといったふうに見込んだところで、3 億 1,500 万円の増ということで、合わせて 8 億 4,000 万円という形になっているところでございます。

### ○千葉委員

今、市民税ですとか固定資産税、都市計画税、地方交付税について質問させていただいたのですが、一ずつ見ると減ったり増えたりで、総体的に見ると減った分は交付税で一定程度手当てをされるということで、収入としてはそう変わりはないというような考え方でよろしいでしょうか。

### ○（財政）財政課長

市税の減収分すべてが交付税で補てんされるわけではないので、交付税で補てんされる額のほうが少ないということなので、一般財源総額でいけばやはり市税の減のほうが大きいというふうになります。

### ○千葉委員

その辺のところを一番心配しております、今回は前年度の基金を 6 億 8,000 万円でしたか、充てるということで、また先ほどお話があった除雪費を 1 億 5,000 万円、次期繰越しということで、収支均衡を保った形にはなりましたが、次からの予算編成が非常に心配なところだというふうに危惧しております。

### ◎事務事業の見直しについて

市長は、さまざまな御答弁の中でも事務事業の見直しを行っていくという、お話を伺っております。事務方としては、今後どのように事務事業の見直しを行っていくのか、その考え方についてお示し願えますか。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

事務事業の見直しというか、事務事業評価という面で答弁させていただきますと、先ほど来ずっと議論になっておりますが、本市の財政は非常に継続的な収支不足という事態に陥っているということで、中・長期的な視点に立つと、収入に合わせて支出を組むという財政規律の確保が喫緊の課題となっているところでございます。こういったことを踏まえまして、これから導入を進めていく事務事業評価については、事務事業の減量化や効率化を進めるという観点から実施することとしまして、その結果については、速やかに予算編成に反映できるような方向で進めたいと考えております。

しかしながら、これまですべての事務事業や施策を対象に試行をやっているのですが、その結果からは目立った成果がございませんので、職員の間には、評価の実施について、意欲が低下するとか、あるいはアレルギーというような不信感みたいなものとか、いわゆる評価疲れというような現象が生じているのが現実でございます。このため、実際の実施に当たっては、なるべく簡便で効率的な手法でやるというふうに考えておまして、例えば長期の継続事業ですとか、若しくは類似している事業などに評価の対象を絞って、あるいは複数年度にわたって段階的に少しずつ進めるという方向で、できる限り速やかに評価制度をスタートさせたいというふうに考えてございます。

### ○千葉委員

今の話だと長期的又は類似している事業を効率的に見直していくというふうに理解したのですがけれども、小樽市の財政状況の全体を見ると、経常収支比率からも義務的経費が非常に高く、自由に使えるお金というのが非常にもう困窮しているという中であって、さらに一歩踏み込んで事務事業の見直しをするということは、市民目線からいうと、何か福祉サービスが切られるのではないかと、また補助に関しても大きく見直しがされるのではないかと懸念の声も出てくるというふうに思っております。進める側としては非常に厳しいというふうに思うのですが、一定程度目標の金額を立てるのかですとか、また今おっしゃったように一部そういう形で議論をしながら徐々に年数をかけて進めていくのかという点について、もう少し簡単に説明していただけますか。

### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

その評価の内容については、財政担当と協議をしながら進めておまして、現在、財政健全化プランの新しい計画をつくるという取組も必要になっておりますから、その際、例えば必要な財源というものを目標に置くというのも一つの手法だとは考えております。ただ、具体的にどこまでやるかというのはまだ決定しておりませんが、そういうようなやり方も一つの方法だと考えております。

先ほど来申し上げていますが、これまでやってきたその評価というのは、すべての事務事業とか施策を一挙に導入しています。それを何か月にわたって実施する中で、結果的には要するに担当部局が評価して、そこで評価が終わってしまっています。ですから、ある意味では悪い影響として、先ほども申し上げましたとおり、実際にその評価をやる職員において、評価というものに本当に意味があるのかという意識がどうしても生じておりますので、今般はそういうことがないように、先ほど千葉委員が福祉サービスが削減されるのではないかとかというふうに御心配されていましたが、なるべく必要なサービスを継続するために、見直しができる事業を抽出するというような方向で実施してまいりたいというふうに考えてございます。

#### ○千葉委員

市長は、いろいろな御答弁の中でも、すごく意欲的に事務事業を見直していくのだという決意を述べられていらっしゃるのですが、積極的だというふうに受け止めていまして、それが先ほど言った福祉サービスの削減につながることをちょっと懸念して質問させていただいたのですが、今の事務方の考え方と市長の考え方は同じ考え方で進めていくということで認識してよろしいでしょうか。

#### ○市長

今、答弁をさせていただいたとおりであります。一つには歳入の問題でございまして、ではこの後本当に好転するのか、期待できるのか、増収になるのかということになってきますと、なかなかそうならないだろうというふうに思っております。

それから、私は事あるごとにお話しさせていただいているように、小樽市が何としても財政再生団体になってはいけないというふうに思っております。そうするとやはり収支のバランスをとるということになってくるので、歳出をどう抑えていくかということが本当に喫緊の課題だというふうに思っているのです。しかし、一方では、市民サービスをどこまで確保できるかという問題も本当に大事だというふうに思っているのです。ですから、私は、公約でも、市民の皆様に安心して安全に暮らせるようなまちづくりをしていきたいという話をしてまいりました。しかし、それをするによって財政が破綻してはいけないというふうに思っておりますので、そういう意味からいうと事務事業の見直しを、これはある意味聖域をつくらずに取り組んでいかなければいけないだろうというふうに思っておりますし、それからその取組に当たっては、スピード感を持って取り組んでいかなければいけないだろうと思っております。

今、平成 24 年度の予算編成が終わったばかりで 25 年度の話をするのもいかなものかと思えますけれども、現状、私が調べた、あるいは私が聞いている数字だけで言うと、25 年度の予算編成も大変厳しいというような状況にあります。ですから 24 年度は今回ああいう形で予算編成をさせていただいて示したとおりであります。25 年度以降の問題については、さらに厳しさが増すだろうというふうに思っておりますので、事務事業の見直しについては、早急に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解、御支援いただければと思います。

#### ○千葉委員

##### ◎他会計からの借入れについて

先ほどの御答弁から 1 点だけ確認というか、要望といいますか、他会計からの借入れの件の御答弁の中で、今回の予算は、1 億 5,000 万円除雪費を新年度に不足分として見込んでおり、平成 23 年度の不用額ですとか黒字が出た場合に除雪費の 1 億 5,000 万円を入れるというふうに理解をして、さらにその上で 24 年度の決算時点で収支が不足した場合は、一般会計からの赤字を出さないためにも他会計から借入れることもあり得るというふうに理解したのですが、考え方はいろいろあると思うのですけれども、市民の目線から見ると、何か赤字体質をちょっと不透明にしてしまうのではないかとというふうに私自身は感じているのです。

ですから、他会計からの借入れについては、今まで議論がいろいろありましたが、逆にそういうことの積み重ねというよりは、どのぐらい赤字になるとかうんぬんというのはそのときでなければ数字は出ませんけれども、慎

重に行っていただきたいというふうに思っております。その点について最後に伺いたいと思います。

#### ○市長

先日の私の答弁で、今、千葉委員のおっしゃるような御指摘がありましたけれども、基本的には、他会計からの借入に依存しない平成 24 年の予算編成をさせていただいたという趣旨の答弁をいたしました。その結果、除雪費では 1 億 5,000 万円を留保させていただいたという答弁をしており、そのときも話しておりますように 23 年度の決算において黒字が出るだろうと、このように思っておりますし、入札の差金等についても、十分に予算というか資金的には確保できるというふうに思っておりますので、先日の答弁で、ちょっとそういうふうにお感じいただいたとしたらお許しいただきたいと思うのですが、基本的に 24 年度においては他会計からの借入れを行うという考えは、現在ありませんので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○千葉委員

##### ◎民生委員への情報提供について

質問を変えますが、一般質問では、生活保護制度について、まず、今このような経済状況の中で、相談件数が非常に増えているのではないかとということで、いろいろと質問をさせていただきました。全体的な件数自体は、50 件ほど増だったかと思っておりますので、相当急激に増えている感は、ちょっとなかったというふうに思っております。質問の中で、札幌市白石区の姉妹が亡くなったことを例に挙げながら、申請される方について、相談者に対して行政側からアクションを起こすことも必要ではないかという質問をさせていただいた中の御答弁で、「一度生活相談に来られた方については、民生委員に相談内容について報告するとともに、その方が困窮した際には、再度支援の相談について民生委員から助言をしていただくように依頼しているところであります」ということで、これは再質問をさせていただいたのですが、もう少し具体的に説明を願えますか。

##### ○（福祉）生活支援第 2 課長

具体的な内容については、生活相談があった時点で、生活相談内容についての決裁を上げるわけですが、その内容の一つとして、民生委員にその方の生活状況を確認するということがあります。ですから、民生委員の方に電話連絡なりをしまして、その方の生活状況をお聞きして内容を確認するとともに、そういった相談があったことを民生委員の方にもお知らせして、今後困ったことがあったときには、もちろん直接相談室に見えればいいのですが、役所が休みのこともありますので、民生委員の方にそういった中継ぎみたいなことをしていただけるようお願いしているところであります。

#### ○千葉委員

これは再質問でもさせていただいたのですけれども、部長答弁とは若干ニュアンスが違うというふうに思いますが、一度相談に訪れた方は、申請するかしないか、生活保護を受けられるか受けられないかにかかわらず、相談に来られた方全員のことを民生委員に報告をするということで理解してよろしいですか。

##### ○（福祉）生活支援第 2 課長

相談があった方については、全員民生委員に報告しているところであります。

#### ○千葉委員

私は、個人情報のことでも伺ったのですが、個人情報保護法自体には、そういうことが抵触にならないかどうかについてお示し願います。

##### ○（福祉）生活支援第 2 課長

民生委員は、特別職の地方公務員とされていますので、守秘義務がありますし、小樽市の個人情報保護条例上でも情報を民生委員に知らせることについては問題ないというふうに考えております。

#### ○千葉委員

個人情報の条項ですと、原則的には本人の同意が必要であるというふうになっているのですけれども、その情報



を民生委員にお話しすること自体、御本人の了解を得ていらっしゃるのかどうかについてもお聞かせいただけますでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

その方が相談に見えたときに、直接その方に民生委員に報告するというお話はしていませんが、本人の同意がなくても情報を知らせられるといった個人情報の条項に該当するものと解釈しておりますので、特に本人に連絡なく民生委員にこれを報告しているところであります。

○千葉委員

これは、それぞれの考え方で、もし私が単純にそういう生活相談に行った場合に、私自身が知らないところで、いくら民生委員とはいえ、地域の方ということもあって、もしそれが知られているとすれば、法律上の問題に感情論とか心情論を入れるのはどうかとは思いますが、問題はないのかという懸念をしているところなのです。行政側から見ると、そういうふうにすることで今回の白石区のようなことが起きづらいというのも事実だと思うのですが、実際にそういうことが行われているという部分での他都市の状況についてはいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

まず、民生委員が守秘義務を持っているということで、私どもは当然その民生委員が知り得た情報をほかには漏らさないと。ですから、民生委員のみが知り得ている情報だということ考えていることが一つと、民生委員がその情報を知り得ることで、これは本人に有利になることというのが多々あるといったふうに解釈しているところであります。

それと、他都市の状況については、具体的な状況は確認しておりませんが、厚生労働省から以前、事務連絡として、守秘義務が規定されており職務上知り得た個人の秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性を御認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段の御配慮をお願いしますといった事務連絡をされていますので、確認はしていませんけれども、各自治体でも似たような対応をしているというふうに考えております。

○千葉委員

そうしますと、民生委員に相談内容についての報告をすると。その民生委員は、たしか再質問の中では訪問することはないという御答弁でしたが、では民生委員はその報告を受けて一体どのような活動をされるのか、その方に対する配慮というのはどのようになされているのかということについてお示し願えますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

結局、相談で終わった方については、我々は福祉事務所として、そのお宅を訪問したりすることは特にないものですから、地域の民生委員がそういった生活困窮しているという状態を把握した中で、日常的に気を使って、例えばしばらく電気がついていないとか、ちょっと様子がおかしいという部分について特段気にかけていただいて、何かあったら連絡をいただくといったことでございます。

○千葉委員

全部報告する必要があるのかどうかについては、いかがですか。

生活相談にはいろいろな相談があると思いますし、生活保護になるかならないかという前段で、さらに単純な生活相談もいろいろあると思いますが、すべてを報告する必要があるのかということと、そもそも民生委員がその報告を受けて何かきちんとした配慮をする、こういうことの活動があるというようなきちんとしたルールがあるならば必要なことだと思うのですが、一応報告を受ける、気をつけるということだけであれば、生活相談をした全員の方の情報を民生委員に流す必要があるのかどうか、ちょっと私の中では、すっとんと落ちてこないところがございしますが、その辺についてはいかがですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

私どもは、あくまでも民生委員は守秘義務を守っているという感覚でいますので、むしろそういった相談があった方全員の情報を民生委員に提供することで、プラスになることはあってもマイナスになることはないというふうに考えております。ですから、そこで全員やる必要があるかどうかの線引きというのも非常に難しいところですが、全体をやることに関して間違いではないというふうに考えているところであります。

○千葉委員

では、そういう守秘義務に違反した方は今まで一人もいないということで理解してよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

民生委員の資質にかかわる部分ですので、具体的にどうかという部分について、私どもは当然、民生委員をやっていた方に関しては、そういった資質があるものというふうに考えておりますので、例えば守られていなくて秘密が漏えいしているとかどうかにつきましては、具体例としては持ち合わせてありませんので、申しわけありません。

○千葉委員

◎ケースワーカーの事務について

では、質問を変えますが、生活保護制度の不正受給についても何点か伺っておりまして、今、自立支援に向けて就労支援が重点的に生活保護制度の中でも進んでいるというふうに思います。その不正受給の中でも、例えば就労して所得を得た方は、申告することになっていると思うのですが、この手続上の流れについて御説明を願えますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

通常の入収入認定につきましては、例えば就労したということになりますと、そこでどれだけの収入が得られるかということを見込みで計算します。その上で生活保護費を計算しまして、実際に収入である給与等を得られた時点で給与明細とかの提出を求めまして、月遅れになりますけれども、実額に合わせて後で調整しているところであります。

○千葉委員

そうしましたら翌月の給料を見込みで自己申告をして、生活保護の扶助の受給を受ける。さらに翌月のきっちりもらった給料の申告は、翌々月に確認をしているということで理解してよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

生活保護費は、基本的に月の初めに払います。それで、その計算は、前月の 20 日ぐらいに締めるものですから、例えば月末に給料が出る方は給料明細をすぐに出したとしても、事務処理上間に合わないということで、見込みで出して後から調整せざるを得ない場合が多いということです。

○千葉委員

では、そういう方に対しては、月遅れなくきちんと明細書を出してもらい確認をしているということで理解してよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

収入については、申告する義務がありますので、それに基づいて私どもは給料明細を提出するように指導しているものであります。

○千葉委員

ちょっと状況をお聞きすると、その確認自体が非常に先延ばしになっていて、気づいたら受給の保護費の返済する金額が大変な高額になっていたという声がありました。そもそもケースワーカーの方たちの仕事量が非常に大きいということもあり、全道的に 1 人のケースワーカーが持つ保護受給者の方々の人数は、今までの議論からも、小樽の場合は非常に多い人数で、100 人くらいでしたか、非常に抱えているという実情もありまして、その給与明細

の確認だとかが本当にそういう事務の多忙によって、なかなか追いついていないがためにそういう申告が先延ばしになって、後からたくさん保護費を返済しなければならないということも聞いているのですが、実際にそういうケースがあるのかどうかについてもお聞かせいただけますか。

○（福祉）生活支援第 2 課長

事務処理上間に合わないということはないのですが、給料明細を毎月出すようにこちらからお話ししているにもかかわらず結果として提出が遅れて事務処理ができないと、要は適切な見込みにならないと。結果として、こちらで見込んだ額と実際の額が食い違って、後から大きな金額を返還なり、そういうことをせざるを得ない場合があるのは事実でございます。

○千葉委員

御本人ではなくて、そこに勤める企業の経営者の方から、申告をしない本人も悪いのは確かだけれども、やはりそういう環境を行政側もつくってしまったのではないかという声もありまして、質問をさせていただきました。ケースワーカーの方たちの事務については、また質問をしていきたいと思えます。

これで、私の質問は終わります。

---

○高橋委員

◎合同墓の説明について

最初に、先ほど議論になっていた合同墓について、1 点だけ要望したいと思います。

今回、議案として提出されていますが、問題点というか課題の一つとして、丁寧な説明がなかったというのが一つ。もう一つは、説明のための資料がなかったということで各議員もやはり疑念や疑問があったのだと思えます。事実、私の会派でもいろいろな議論がありました。それで、合同墓の考え方については私どもも理解していますけれども、その運用だとか中身については、やはり詳しく説明されないと、先ほどの濱本委員の議論を聞いても、そういう勘違いがあるというのは、私も感じたところです。

そういう意味で、先ほど部長の御答弁にもありましたが、議会側にもきちんとペーパーとして、こういうふうになりましたというものを提出していただきたい。そして、その中で確認をさせていただければ、そんなに大きな勘違いや思い違いというのは、いや、こんなはずでなかったとかということはないのではないかというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○生活環境部長

細かい部分は要綱で定めようと思っていたものですから、まだ最終的なその要綱を決定しているわけではないのですけれども、現時点で予定しているといえますか、予定の時点での考え方という部分で整理したものはやっていきたいと思えます。

○高橋委員

先ほどのお話ですと、10 月からということでしたから第 2 回定例会に出していただいて、各議員が確認できれば、そんなにいろいろ勘違いがあったり、それから疑問を持たれることもないかと思えますので、これはぜひお願いしたいと思います。

それでは、経済対策の予算について何点か伺いたいと思えます。

◎高校生就職スキルアップ支援事業について

今回、代表質問では、若年者雇用対策、それから企業誘致について一連の質問をさせていただきました。そういう関連で、新規学卒者の数字も聞かせていただきました。非常に昨年同様に、もう 20 パーセント前半という厳しい数字だと思っております。

それで、平成 24 年度の予算に高校生就職スキルアップ支援事業費として 126 万円あるのですが、この内訳と中身

についてお示しいただきたいと思えます。

○（産業港湾）商業労政課長

高校生就職スキルアップ支援事業の中身についてですが、これにつきましては、就職活動の本番を迎える 3 年生になる前の高校 1 年生、2 年生を対象に、社会にはどのような仕事があるかというところから始まり、小樽市内にどのような会社があるのか、社会人としての心構え、どのような仕事が自分に向いているのか、あるいは面接の仕方という具体的なことも含めて、高校 1 年生、2 年生のときから就職活動に必要なスキルアップを図っていただくといった事業になってございます。

事業の中身としましては、講師を呼んでのセミナーや実際に市内にある事業所の視察あるいは実習、それから参加している生徒の個人面談等々を含めて、冒頭申し上げました目標を達成するように、いわゆる市内の高校生の地元企業への就職率の向上を目的とした中身で事業を進めているところでございます。

○高橋委員

以前にも似たような事業をやられたと思うのですがけれども、今までの流れから今回のスキルアップという事業に至った経過と、それから今までの効果についてお聞かせいただきたいと思えます。

○（産業港湾）商業労政課長

今、委員がおっしゃったように、これまで商業労政課では高校 3 年生に対して、企業懇話会ですとか企業説明会を商業労政課が事務局をしております雇用促進協会で、3 年生を対象のいろいろなそういったもの、あるいはハローワークと連携した合同面接会といったものをやっております。一方、今、国の雇用交付金を使ったふるさと雇用で、本年で 3 年目になりますが、高校生の就職前実践力向上支援事業を別にやっております、そちらで先ほど説明したいろいろなセミナーといった事業をやっております。ふるさと雇用が 3 年で終わりますので、私どもとしては、そういった人材育成的な面からも高校 1 年生、2 年生の早いうちからそういったキャリア、プレキャリアのスキルアップを図ることが必要だと考えておりましたし、実際に委託している企業でも、ふるさと雇用で雇った 3 人を引き続きその会社で継続雇用して、そういった事業もやりたいという声を聞いていましたので、新年度も予算に市の新規事業という形で、スキルアップ支援事業を計上させていただいたということです。

これまでは高校 1 年生、2 年生で、場合によっては 3 年生も希望者がいれば受け入れていたのですが、今いろいろと課題になっておりますような就職が決まらないまま卒業してしまった場合も、国では、今、卒後 3 年未満は新卒扱いということでやっておりますので、就職が決まらないまま卒業してしまった未就職者、また就職はしたけれどもすぐにやめてしまう高校生も多いと聞いていますので、そういった早期の離職者についても、この事業の対象としています。今までであれば学校を卒業してしまうとハローワークの一般求職者と一緒に、一応ハローワークではジョブサポーターという形で別の窓口はとっていますが、なかなか学校を出てしまうとハローワークに通うのもどんどん少なくなってしまうと聞いていますので、ぜひこの事業で現役の高校生と一緒に、またいろいろな事業視察なりでキャリアアップを図って正規雇用につなげていければというふうな形で今回の事業を予算計上させていただきました。

○高橋委員

効果を聞いたかったのですが、あまりなかったのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

効果という形でいきますと……。

（「ないなら、ないで」と呼ぶ者あり）

もともとこの事業が、高校 1 年生、2 年生を対象に始めた事業ですから、その年に就職に直接結びつくような対象ではないというのが、まず一つあります。ただ、3 年生にも参加していただいている状況の中で、平成 21 年度は、就職対象者 14 名のうち就職が 4 名、その他残りの 10 名は進学等々をしたというふう聞いておりますし、22 年度

についても対象が 15 名いる中で、就職が 5 名、進学その他で 10 名という形になっていると聞いております。効果としては、学校の進路指導の教員からも、学校の進路指導では 3 年生の就職がメインとなってしまって、1、2 年生のそういった社会人になるための心構えについては、学校でもやっていますが、こういった事業に生徒が参加しているのとは教えてもらうのはすごくありがたい話だというふうに聞いていますので、そういった意味では、教員と今この事業を受託しているところでの信頼関係もできつつあるような形なので、これからもっといい方向に進んでいったらいいというふうに思っています。

実際に細かいセミナーで何人とかという結構な人数になるのですが、平成 22 年度の実績で簡単に説明させていただきますと、セミナーは 4 回開催しまして延べ人数で 46 名が参加しておりますし、事業所の実習などでは、5 社で 7 名が実習を受けております。あと視察についても、昨年でいきますと 9 社で 27 名が視察しておりますし、個人面談でも延べ 26 名が 39 回個人面談をしているといったことで、成果としては表れてきているのかなというふうに考えております。

#### ○高橋委員

##### ◎東アジアへの販路拡大事業について

次に、東アジア等販路拡大の支援事業費ということで、山田前市長も力を入れておりましたし、中松市長もこの販路拡大については、東アジアの観光も含めて、観光だけではなくてこういうこともやっていますというお話を以前からも伺っていましたし、代表質問の答弁でも伺いました。

そこで、この支援事業費については、364 万円という予算額がありますので、内訳と中身についてお示しいたきたいと思えます。

##### ○（産業港湾）産業振興課長

東アジア等販路拡大支援事業費でございますが、大きく言えば、通関等費用補助と商談会・展示会補助の二つになっております。まず、通関等費用補助については、平成 22 年度から始めておまして、これに関しての中身は 3 種類ございます。一つ目は輸出入に関する通関の費用の助成、二つ目が衛生証明書等にかかわる手数料とかの関係、三つ目としては商品販売手数料に関する手数料とかの関係ということで、それぞれ 3 分の 2 若しくは上限という形で決めておまして、通関費用については上限 4 万円、衛生証明書等については上限 2 万 7,000 円、商品販売に関する手数料とかの費用としては上限 4 万 7,000 円ということで、予算では、それぞれの上限額で各 10 件ずつ合計 30 件にそういった金額を掛けまして 114 万円を見ております。

もう一つの商談会とかに関しては、東アジア等に向けての販路拡大を目的とした商談会、展示会に参加する場合の費用を助成しようということで、平成 23 年度は、第 2 回定例会で計上しさせていただきました始めておりますが、24 年度も引き続き行いたいということで計上しております。ここについても渡航費用の 2 分の 1 若しくは上限 15 万円ということで進めておまして、上限額の 15 万円掛ける 15 件で 225 万円ということでの事業費を見積もっております。

実績につきましては、通関等の費用について、22 年度については 40 件、23 年度については、やはり震災の影響によって中国側の輸入規制等もあって、若干業績伸びていないのですが、これについても小樽港から新たに輸出する場合の商品の手続等に関する費用を助成しようという趣旨でございますから、同じ商品で 2 度目になると使えないということになります。

ただし、これまでは小樽港から中国向けを対象にしておりましたが、24 年度からは中国のみならず東アジア等ということで、少し広いエリアに向けたという部分と、港についても小樽港のみということでやっておりましたけれども、24 年度からは、釜山とかもありますので、石狩湾新港を利用する場合も認めていこうということでの拡大を図ったところでございます。

○高橋委員

もう一つ、東アジアに関連して、「小樽の食品」ということで、わざわざ食品と銘打っているのですが、海外販路拡大開拓支援事業費が 1,071 万 5,000 円となっております。これも内訳と中身をお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

この事業につきましても、平成十五、六年あたり、前市長のときから東アジアに向けての商談会とか台湾、香港、中国、ロシアという形で進めてきておまして、今、説明した補助事業については、これまで市でパッケージといいますか、募ってやってきたところですが、海外に向けての商談というのは、やはり企業にも強い意志を持ってもらいたいという部分で、平成 22 年度、23 年度は、頑張ってきてくださいという部分での助成事業に切り替えた部分でございます。ただ、23 年度は、このように中国が厳しい状況もございましたが、やはり東アジア等といっても、南側の部分もまだまだ元気な地域がございますので、その情報の収集が大きなことだろうというふうに我々は考えており、道内にもそういう団体はありますけれども、やはりより多くの情報を企業に提供することも大事だと思っております。小樽の食料品の製造業というのは半分ぐらいを占めておりますので、24 年度の緊急雇用創出事業を使いながら、そういった部分を積極的に売っていききたい、販路拡大していききたいという部分で、いま一度海外向けのそういった事業を、向こうでそういういい展示会なり商談会を見つけて、小樽の企業を募っていききたいという部分で要求したところでございます。

事業費の中身については、緊急雇用でございますので人件費が半分以上という部分でやりました。人件費が 650 万円ほどで、残り事業費で向こうに出ていくときの出展料なり、通関費用もございまして、合わせて 1,071 万円という形で要求しているところでございます。

○高橋委員

それで、伺いたいのは、東アジア対策ということで、ずっとここ数年やってきたわけですがけれども、ではどのぐらいの実績が出てきたのか。それからパイプのできた企業とか、逆に向こうとこちら側とのやりとりの中で、小樽にフィードバックできたような効果があったのか、その辺の成果と内容、結果についてお知らせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）産業振興課長

こんなにできたと思えるような、貿易の実績として太いパイプができたなり、太い輸出入ができたという形には、まだなかなかございませぬ。ですが、先ほど申しました通り、通関等の費用に関しては、平成 22 年度で言えば 40 件ということで実績が多いのですが、加工機材だとか、多くはお菓子とかになるのですけれども、七、八社の企業が利用されております。また、2 点目の商談会とか展示会の助成については、複数を使っている企業もございませぬが、4 社、5 社が利用して、向こうでの商談会等に参加しておりますので、そういったことを続けることが今後の貿易につながっていくものだと思っております。1 回、2 回の商談で、すぐにうまく契約になるというのは、なかなか厳しい状況ですので、そういったことを継続することによっていい商談につながっていくという期待をしているところでございます。

○高橋委員

最後に、これらの施策について市長に伺いますが、なかなか明確なものが結果としてまだ出ていない、けれども期待感はあるということで、恐らくこれからも今後のことを考えて、市長は決断されたと思っております。この経済対策について、今ずっと質問してきた中で、市長は今後どういうふうにか考えられていくのか見解を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○市長

今、課長から答弁させていただいたとおり、やはり 1 年あるいは 1 回というような短期間ではなくて、継続して相手に訴えていくことが大事だろうというふうに思っております。私も去年は台湾に、2 月には上海に行っていま

りましたが、やはりそういった小樽のニーズみたいなものも感じてきております。ただ、うまくマッチングしていない部分も一方ではあるだろうというふうに思っておりますので、そういったことをもう一度精査しながら、そしてできるだけ実績というか数字に表れてくるような形で、今後、検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 33 分

再開 午後 3 時 54 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

---

**○斎藤（博）委員**

**◎放課後児童クラブへの障害児の受入れについて**

最初に、放課後児童クラブでの障害児の受入れについて、何点かお聞きします。

まず、放課後児童クラブの庁内連絡会議についてですが、これはいつ設置されたものですか。

それから、3年前にもこういう議論があったのですが、3年前に教育委員会の試行をやめるとき、それから今回改めて教育委員会が制度化するときに、放課後児童クラブ庁内連絡会議でどういった議論がされたのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

**○（教育）生涯学習課長**

庁内連絡会議につきましては、関係 3 部である教育委員会、福祉部、そして生活環境部の三つの部が放課後児童クラブを所管していることから、その 3 部で必要に応じて随時会議を行っているところでございます。

それで、3年前についてというお尋ねにつきましては、今手持ちの資料がございませんが、3年前に4年生までとさせていただきまして以降、平成 23 年 9 月 29 日に小樽豊学校において6年生までの障害児の受入れができないかどうか、これについて検討する会議を開いたところでございます。その後 11 月 29 日に、今度は 1 校だけではなくて、さらに 6 校で拠点校として開くことができないかということで再度検討を行ってきたところでございます。

**○斎藤（博）委員**

放課後児童クラブ庁内連絡会議の記録というのは、教育委員会でお持ちになっているのですね。それを後で見せてもらうことは可能ですか。

**○（教育）生涯学習課長**

庁内連絡会議につきましては、放課後児童クラブの中で、大半を教育委員会で所管しておりますことからそれにつきましてはの招集とか会議録の作成等は教育委員会でやっております。結構個人名とかも出てきますので、すべてを開示できるかどうかはわかりませんが、その点につきましては、検討させていただきたいと思います。

**○斎藤（博）委員**

これまでの繰り返しになりますが、ぜひ連携をうまくとってやっていただきたいと思います。

次に、今回、拠点方式で障害児の受入れの延長を行うことになったのですが、今回の予算の中で、それに伴う改修費とか、事務用品を買うといった予算が計上されているのか、その辺についてお聞かせください。

### ○（教育）生涯学習課長

今回、拠点 6 か所ということでの施設改善の予算の関係でございますが、平成 24 年度における放課後児童クラブの児童につきましては、現在、募集をかけているところでございます。この 6 か所のブロックといいますか、拠点校のうち、24 年度は、まず高島小学校と小樽聾学校の 2 か所で開設する予定でございます。これらの 2 校につきましては、一般の放課後児童クラブの部屋のほかに、児童が興奮したときとかのためのクールダウンをするような別室がございます。そういった条件もございまして、この 2 校につきましては、施設改善の必要はないというふうに判断しております。

それから、その他のブロックの学校で希望する児童が出てきた場合につきましては、そのブロック内のニーズとか条件のよい学校を選ぶことによりまして、現行のままで対応できるのではないかとというふうに考えております。

### ○斎藤（博）委員

次に、三つのハードルの中の指導員の指導力については、代表質問でも何点か聞きましたが、最初に、障害児だけではなくて、放課後児童クラブ全体の現在の指導員数をお示ください。

また、指導員について今は指導業務に当たるという形で一括して採用していると思いますが、資格を持っている方も相当数いらっしゃるというので、資格の所有状況についてもお聞かせいただきたいと思っております。

### ○（教育）生涯学習課長

指導員の数と資格の関係につきましては、本会議で部長からも答弁している経過がございますが、放課後児童クラブの指導員の資格というのは、放課後児童クラブのガイドラインに沿って、児童福祉施設最低基準第 38 条第 2 項にのっとる者が望ましいというふうなうたわれております。12 月 1 日の調査での資格者につきましては、第 2 号に該当する保育士が 13 名。第 3 号の社会福祉士はございません。それから第 4 号該当ということで、2 年以上児童福祉事業に従事した者で、この中には児童厚生員が 1 名、ヘルパー 2 級が 5 名、准看護師が 2 名、2 年以上の経験者ということで資格のある方が 22 名で、第 4 号をまとめますと 30 名になっております。それから、第 5 号に該当しますのが教諭と幼稚園教諭なのですが、教諭につきましては 13 名、幼稚園教諭につきましては 9 名ということで、第 5 号関係で 22 名の資格者がおります。全く資格のない方が 9 名で、指導員を合わせて合計 74 名になっております。

### ○斎藤（博）委員

3 年前は、障害児を受け入れる際のハードルの一つに指導員の指導力にいろいろな問題があるのではないかとということでした。今回、クリアできる見通しが立ったという話ですけれども、採用するときには放課後児童クラブの指導員をしませんかということで募集をしているので、履歴書を見ていればわかるのかもしれませんが、今までは特に資格をもっていることが必要条件にはなっていませんけれども、実際に持っている方がこれだけいることも事実なのです。

それで、障害を持った児童の放課後を担当するときには、こういう有資格者の方を活用していくという方向なのか、それとも新たにそういう専門の資格を持つ方を採用する方向なのか、そこら辺についてどういう考えなのか、もう一度お聞かせください。

### ○（教育）生涯学習課長

ただいまの御質問については、基本的に現在の必要条件での採用と申しますか、小学校の指導員の関係では、資格要件は設けていないのですが、採用選考に当たりましては、そういった資格等を十分に考慮しながら選んでいきたいと思っております。実際に、普通の小学校での放課後児童クラブの指導員募集においては、特段の資格要件は設けていませんが、聾学校の放課後児童クラブでの指導員の場合は、あらかじめ資格要件をつけて募集をしているところです。

それから、委員から専門職として別枠といいますか、特別の資格ということでの採用についての御質問がござい



ましたが、現在も指導員を採用するに当たりまして、資格要件を重視する中で、相当の資格を持った方が採用されているという現実がありますので、それにおきましては今までどおりの方向で採用を続けていきたいと思っております。

#### ○齋藤（博）委員

どうなのでしょう。例えば 1 年生、2 年生、3 年生で多少やんちゃだということがあったにしても、普通のクラスから来る子供と、障害を持った子供を専ら担当することになる指導員というのは、責任とか子供の持っている大変さというリスクということを考えると、同じ報酬の嘱託職員で、片方は 1 年生、2 年生の普通のクラスをやりなさい、片方は極めて厳しい条件を持っている障害児を担当しなさいというのは、果たしていいのだろうかという部分なのです。資格的にはクリアしているかもしれませんが、もともとそういう目的で採用されていないわけですから、改めてきちんと位置づけに直して、障害児を担当することになる人については、もっと集中的に障害児の放課後を受け持つような研修とか、資格をもう一回生かすようなことも考えて、別個に考えていくべきなのではないかなと思うのです。今までどおり、たまたま異動と申しますか、ふたをあけたらあなたは障害児で、あなたは普通学級だという形でこれからもやっていくということで大丈夫なのかという疑問があるのですが、どうなのでしょうか。

#### ○（教育）生涯学習課長

今お尋ねの関係なのですが、小学校の余裕教室を利用した放課後児童クラブは、平成 17 年度から 4 年生までを受け入れるということで始まって、実際に受け入れ出したのは 18 年度からで、6 年たって、その間にある程度指導員も経験を積んできたということがございます。ただ、5 年生、6 年生になりますと、体も体重も動きとも大きくなりますので、指導員も大変なことは事実だと思います。

それで、教育委員会としましては、指導員に対する研修として特に障害児に対するものは、これまでも何回も続けてきておまして、こういった研修は非常に大切だと思っております。とりあえず、教育委員会でやれる指導ということで、こういった研修、それから日々の経験を重ねてもらおうようなことをしながら、新年度の開設した状況を見まして、今後、何か手だてが必要になりましたときには検討をさせていただきたいと思っております。このままでずっといけるものなのかどうかというのは、やっていく中で何かの必要が生じることもあるとは思っておりますので、もうこれ以上はやらないということではなくて、その辺は少し検討させていただきたいと思っております。

#### ○齋藤（博）委員

代表質問の答弁では、指導員が一定程度の経験を積んできたことや、可能な限り保育士や教諭などの有資格者を採用することにより、改善が可能であると判断したという答弁になっています。それから、採用するに当たっては、そういう方向だと言っているのですが、募集する際に、履歴書の資格がありますという欄に書いてくるのでしょうか、小樽市としては、有資格者、例えば看護師や保育士、幼稚園の教諭という形での採用はしていないわけですし、これからはしないというわけですから、資格はあるけれども、実際に小樽の放課後児童クラブにはそういった有資格者がいないという答えでいいのですか。

要するに、潜在的にはみんな資格を持っているという話ですが、そういう資格で採用されていない人だったら小樽市の放課後児童クラブには保育士や看護師がいるとは言えないですね。言えないのであれば、最初に言った国の設置基準みたいなどころとの兼ね合いをどういうふうに考えているのですか。いっように使っているのではないかと申します。

#### ○（教育）生涯学習課長

確かに委員のおっしゃるとおり資格要件ということでの指導員の募集はしておりません。それをしているのは、先ほど申し上げましたとおり聾学校の放課後クラブの指導員だけです。ただ、指導員を募集するに当たって、資格要件を問うてはいたませんが、実際に採用の選考する中で、そういった資格をお持ちの方を主に採用させていただいているということです。資格で採用したのかと言われますと、確かに募集の段階では、そういったことはしていな

いというのが事実ですが、実際に放課後児童クラブを運営していく中で、それを実際に担える人、あるいは経験を 2 年以上積むことによって資格が生じますので、そういった意味で最低基準の資格は得られるということであれば、経験を積んで資格を積んだ指導員がいるということにはなると思います。

#### ○教育部長

指導員の資格の問題については、先ほど課長から採用に当たっての考え方を紹介いたしましたが、放課後児童クラブガイドラインの中で、児童福祉施設最低基準で規定されている者として資格を有する者が望ましいとございます。やはり放課後児童クラブの指導員については、よりスキルの高いといえますか、この資格もそうですし、あるいは子供とのかかわり方で経験豊富ということで、幅広く人材を確保したいという思いがございます。そういう意味で、採用の募集条件には、そういうたがははめておりませんが、選考過程の中で、当然面接もいたしますし、資格要件なども重点の大きな項目として考えていきたいと思っております。

#### ○斎藤（博）委員

実態はわかっているのです。私が聞いているのは、そういうふうを考えて面接なり意識的に有資格者をそろえていって全員が有資格者になったとしても、募集の仕方として、あなたの看護師としての資格を生かしてもらうために募集しているわけではないのです。あってもなくてもいいけれども、あったほうがいいのだということで募集している人に、例えば看護師としての責任を果たしていないだろうということとは言えないのです。だから、放課後児童クラブで障害児の受入れを延長するときには、やはり資格をきちんと位置づけて、処遇なりも含めてきちんと考えていったほうがいいのではないですか。そうではないと、採用されて、今働いている指導員というのは、自分の持っている資格があるから対応はできるかもしれないけれども、そういうことで採用されているという位置づけにはなっていないわけですから、そこを整理するべきではないかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

#### ○教育部参事

基本は、放課後児童クラブは、放課後家庭で見ない人がいないということを目的につくられている位置づけなのです。ですから、看護や介護が必要だということで預かっている場所ではないということなのです、まずは。ただ、障害を持っている子供の中には、そういった部分で対応しなければならぬ子供もいらっしゃるもので、経験を持っていたほうがいい。もちろん医療行為とかはしませんが、そういう免許を持っていたほうがよりよいだろうという判断ですので、看護資格がなければだめですとか、介護ヘルパーの何級を持っていなければだめですといった判断はしていません。

ですから、今、部長からも申しましたが、ガイドラインの中でも「望ましい」というのは、そういう意味だと思います。放課後児童クラブの目的は前段に言ったようなことですから。ただ私ども今ちょっと注目しているのは、今、政府部内で子ども・子育て新システムの議論がされています。その中でも放課後児童クラブも一つの要件になっています。聞くところによると、児童クラブの指導員の資格要件も議論されていると聞いておりますので、そのよう動向を見ながら私どもも判断していきたいというふうに思っております。

#### ○斎藤（博）委員

それだったら、ここの部分については、3 年前に試行をやめるときの理由であった指導員の指導力の問題というのは、3 年前にクリアされていたのだというふうに考えざるを得ないのです。今回からきちんと位置づけるのかと思ったのですが、そうではないということですね。要するに 3 年前と何が変わったのですか、指導員の指導力に関しては。

#### ○（教育）生涯学習課長

現在、3 年前の指導員がどういった資格を持っていたかということは押さえておりませんが、先ほど申し上げましたのは、一般の普通の小学校の余裕教室における放課後児童クラブにおきまして、障害児を受け入れてから 6 年の経験を積んできたということ。私どもも毎日送られてくる日誌を見ておりますが、障害児というのは、一人一人

がいろいろな障害で個性があり、それにどういうふうに合わせていったら実際に放課後児童クラブを運営できるかという切磋琢磨をしていく中で、今はどこの放課後児童クラブでも大きな問題もなく 4 年生まで受け入れてきた現状があると思います。それが、これまでの 6 年間の経験でございまして、そういったことでは平成 20 年に 21 年度からは試行をやめると言ったときとは、差があるのではないかというふうに思っています。

○齋藤（博）委員

これは後でもう一回資料と突き合わせて、3 年前の有資格者数と現在との比較させてもらいたいと思いますけれども、今日はここまでにしておきますが、私はちょっとおかしいというふうに思っています。

質問の角度を変えますけれども、現在の普通の放課後児童クラブで、小樽市内の小学校でまだ自分の学校にないのはどこの学校ですか。稲穂小学校のようにほかにあることを含めて、学校に設置されていないのは。

○（教育）生涯学習課長

今、市内の 20 か所で放課後児童クラブをやっておりますが、その中で学校の中になくところは、色内小学校は、いなきた児童館でやっております。塩谷小学校は、塩谷児童センターでやっております。それから稲穂小学校につきましては、勤労女性センターで開設しております。また、銭函小学校は、小学校のすぐ横にあるプレハブを使って開設しているところであります。あと、放課後児童クラブのない学校もございます。

（「ない学校は、何校ですか」と呼ぶ者あり）

忍路中央小学校、祝津小学校、豊倉小学校、北手宮小学校の 4 校です。

○齋藤（博）委員

今回、小樽市内を六つのブロックに分けて拠点方式でやっていって、拠点校の置き方については、あまりかたく考えないで、その子供がいる学校を拠点校にしていくから、ある意味スライドしながらやっていくという設計だということによろしいでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

まず、今回、平成 24 年度から高島小学校と豊学校の 2 校でやることにしましては、今、4 年生の子供がいる学校を中心としておりますが、市内を 6 ブロックに分けたときに、その子の障害の特性とかを考えまして、どこの学校でやったときに子供たちの受入れが一番便利かということで決めさせていただきます。

○齋藤（博）委員

その前に、拠点校になる学校に障害を持った子供の延長をする希望者がいて動いているところに、隣の学校の子供に来てくださいというのであれば、やっているところにうまく来れさえすれば成立する話ですが、問題は、まず、今の色内小学校、塩谷小学校、稲穂小学校のように、これは外でやっていますけれども、そこが拠点校になっていくという考えでいいのだろうかというのが一つ。それからもう一つは、放課後児童クラブがない学校で、そういうニーズが発生したときには、そのブロックの中で、本当はそこしかないのだけれども、例えば今、その拠点校には該当する子供がいなくても、ほかの学校の子供を障害児で受け入れることは可能だというふうに考えて、この事業は進めていくことになるのでしょうか、その辺についてお聞かせ願います。

○（教育）生涯学習課長

拠点校ということですので、一応基本的には、同じブロックの中のどこの学校からでも拠点校に来ていただくということを考えております。その拠点校というのは、ここの学校だというふうに固定するつもりはなくて、そのブロックの中で障害をお持ちで、放課後児童クラブのニーズがある方と、学校とか設備の関係、それらを総合的に考えまして、拠点校を定めていきたいと思っております。

○齋藤（博）委員

それはそうなのですが、拠点校の学校でニーズがないときに、放課後児童クラブがない学校の子供を受け入れるために放課後児童クラブを動かしてくれるということでもいいのかを聞きたいのです。

もともと放課後児童クラブがない学校だったらどうするのですか。

○（教育）生涯学習課長

基本的には、例えば先ほど申しましたように、実際に放課後児童クラブが開設されていない学校で、もし放課後児童クラブが必要だというニーズが起きた場合には、ここの学校で開設することになります。ある程度の人数というのを見込むことはあるのですが、そういった形で、まず普通にその学校での放課後児童クラブを設置する方向で行きまして、また障害の 5 年生、6 年生につきましては、ブロックごとの拠点校に移っていただくという形で考えております。

○齋藤（博）委員

この項の最後ですが、代表質問では、ブロック校内に複数の障害児が在籍している場合どうするのかという質問をしたときに、教育長の答弁では、ダブった場合、どちらかが拠点校に移動しなければならないという答弁でした。そのときに「どうしても在籍校から拠点校への移動を要する場合には、基本的には保護者の責任において送迎を行っていただきたいというふうに考えております」というふうに答えているのですが、放課後児童クラブの利用実態は、親が働いているという設定なので、例えば 3 時まで在籍する学校で暮らしていたけれども、例えば 3 時から 3 時半の間に拠点校に移動するというときに、教育委員会は総じてその責任は一義的には保護者にあると、保護者が可能だというふうに考えていらっしゃるのですか。

○（教育）生涯学習課長

基本的には、障害のある方が移動しなくて済むような拠点校の選び方をしたいというのが、大前提でございます。それから、次に考えることは、どうしても拠点校とその子がいる学校と違う場合につきましては、保護者の責任において送迎していただくということで、教育委員会としてはお話しできることはここしかないかと思うのです。ただ、これにつきましては、福祉部と話をしたときに、移送サービスを使える可能性があるということは聞きましたので、それらも含めて少し検討していかなければならない場合が生じてくるというふうに現実には思っております。

○齋藤（博）委員

要するに、これは親が直接迎えに行き運ぶのではなくて、親の責任で何らかの制度を探してきて活用しなさいということをお願いしているということなのですか。現実的にはどういう制度が考えられますか。

○（教育）生涯学習課長

これにつきましては、福祉部で移送介護サービスということも聞いておりますので、そういったものも実際に放課後児童クラブの子供を自校から拠点校に移動する場合に使えるものかどうか、福祉部とも若干お話ししたことはありますが、場合によっては可能性があるというふうにも聞いておりますので、そういったことも考えていきたいと思っております。教育委員会で全部できればいいのですけれども、そこまではなかなかできていないのが現実でございますが、そういったサービスも紹介したいと思っております。

○齋藤（博）委員

こういうふうに縦割りでやられるから大変だという部分もあるのですが、ここからは福祉部の仕事だと言うのでしようから福祉部にお尋ねします。要は、障害を持った子供の学校間の移動を支援する事業があるという話ですが、放課後児童クラブ的な利用というのは、日数なり月も夏休みを含めると相当数の時間になるわけです。今、小樽市の持っている移動支援の部分で、仮にですが、こういうケースが生じたときには対応していける、若しくは何とかしていこうという考え方に立っていると理解してよろしいのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

ただいま放課後児童クラブに係る在籍校から拠点校への移動ということで、私どもでは移動支援という福祉サービスがございます。放課後児童クラブ在籍校から拠点校に移動する際には、このサービスを利用して、私どものほ

うのでできる支援というのは、ここの部分かというふうに思っていますし、一月 20 時間という上限はあるのですが、状況によって 20 時間に制限した場合に移動ができないということがあれば、これは柔軟に対応して支援してあげるといふには思っています。

○斎藤（博）委員

◎合同墓について

次に、合同墓について伺いますが、先ほど来質問をされておりますけれども、万霊塔の持っている役割について、どういう役割を持っているものなのかをもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔の関係でございますが、中央墓地に現在 3 基ございます。大正元年から 2 月ごろに建立し、従前より行旅死亡人、全く身元のわからない方の引取り手のない遺骨を無縁仏として納骨している施設であります。また、平成 18 年度には、中央の万霊塔の老朽化によりまして修復が必要だということで、小樽石材組合からは、石の現物給付、そして小樽仏教会、仏教会に関連する団体から現金の御寄附をいただいた中で、市費を投入いたしまして修復したという現状がございます。

○斎藤（博）委員

万霊塔の基本的な役割は、そういうことだと思うのですが、もう一つ、その万霊塔の受け方として、先ほどもありましたけれども、小樽市墓地及び火葬場条例第 20 条で「管理者の指定した日時に、火葬場の使用者が焼骨を引き取らないときは、市長が代わってこれを処理することができる」となっているので、ここの部分をもう少し具体的にお聞かせいただけますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

基本的には、人が亡くなった後、適正な届出人によって死亡届が出まして、そして火葬許可証をいただいて、それぞれ代々のお墓に納骨するというのが代々日本の慣習であります。そういった中で、なかなかそういう対応ができない、例えば行旅死亡人といひまして、先ほども答弁いたしましたが、氏名も住所も本籍も全くわからない。あるいはそのほかに、親族はいるけれども遺骨を引き取らないという方もいらっしゃいます。そういう方も含めまして、墓地及び火葬場条例第 20 条を適用させまして、現在、万霊塔に納骨しているという状況でございます。

○斎藤（博）委員

そうしましたら、万霊塔というのは、行旅死亡人とか、本当に身寄りがわからなくて、火葬して、万霊塔に納めていく場合と、火葬した人もはっきりわかっているけれども、受け取ってもらえなくて葬斎場に残されているお骨を一定期間がたった時点で、市長の責任で万霊塔に納めているという、もう一つのルートもあるのだということよろしいですね。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔のルールとの関係ですが、改めて条例、規則等には明記されていない状況にあります。これまでの過去の万霊塔を取り巻くさまざまな書類関係をいろいろとひもときましたところ、特別なルールはなく、行旅死亡人といった方を納骨する施設という説明で終わっていますので、現在はルールが特になくという状況にあります。

○斎藤（博）委員

私の言ったとおり、ないという理解でいいですか。

○（生活環境）戸籍住民課長

ルールは特になくということでございます。

○斎藤（博）委員

私がお聞きしているのは、実態の話なのです。私がほかの方から聞いたときには、万霊塔の役割は二つあるのですと。一つは、今も言われているように行旅死亡人とか、あと遺族も家族も手がかりもなく万霊塔に納まってい

く方と、一定期間小樽市が保管をしていて、時間がたってどうしても受け取ってくれないという方については、万霊塔に入れているのではないですか、そういう実態があるでしょうという指摘をされているのです。だから、その指摘は本当なのかどうかをお聞きしたいのです。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔に納骨されている関係ですが、現実には二つの種類の納骨がございます。全く身元がわからない行旅死亡人、そのほかに火葬場で骨を拾って、実際納骨まではいかないですけれども、骨は拾いましたと。その骨を預かって、お墓等に納骨する意思がない、そういう方のお骨についても一定期間お預かりした後、万霊塔に納骨している現状がございます。

○斎藤（博）委員

今回、合同墓がつくられていくことについては、市民ニーズにこたえることなので、それはそれでいいのです。問題は、極端な言い方で申しわけないのですが、無縁仏は万霊塔で、お骨を持ってきている方がはっきりわかるし、だれのお骨なのかわかる場合は合同墓に行くということなのか、それとも、これからも事情によっては万霊塔で受けていくのか、そういう仕切りをして欲しくないかという思いなのです。そうでないと、残った遺族が、料金は聞いた話ですが、5,000 円を支払って合同墓に行く場合と、合同墓ができたけれども最終的には万霊塔に行く場合がこれからもあるのだろうか、それは果たしてどうなのだろうかという指摘なのです。今回、合同墓ができるのであれば、万霊塔は本来のルールに戻ってもらって、身寄りのはっきりしている方についての扱いについては、少なくとも万霊塔ではやめていくという整理をするべきではないかと思うのです。そここのところが残ると、また小樽におけるお骨の扱いのところでは混乱するのではないかと思うのですが、その辺はどういうふうに整理しようとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔と今回つくる合同墓の仕分の関係だと思うのですが、万霊塔につきましては、これまでは遺骨を引き取らない方の部分も対応してまいりましたが、今回、合同墓ができることによって、また使用料については今回の条例の中で 5,000 円と、ある一定の低所得者ですとか生活保護の受給者でも対応できるような料金設定をしておりますので、今後は、お骨を引き取らないで置いていくということはないと思いますので、きちんと納骨する道筋について説明していきたいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

もう一つ、この合同墓の関係でお聞きしたいのですけれども、これは一応完成すると公共の施設ということですか、市役所がつくったものですかということになるので、この利用については、今、課長から 1 回 5,000 円ですということで料金が出されていますが、一般的には墓地の使用料にしても火葬場にしてもいろいろな公共施設の利用に際しては、減免の考えというのがついています。例えば生活保護を受けている方とか、市民税が非課税の方については、本来の料金体系とは別に減免なりいろいろなことを考えるというのが、市役所がつくった施設の普通の考え方だと思いますが、合同墓の使用については、生活保護とか低所得者の方のニーズなり希望にこたえるような減免などの対策はとられているのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

使用料の関係ですが、合同墓の設置に当たりましては、さまざまな理由がありました。少子高齢化、それからお墓の維持・管理ができない。また、そのほかには経済的な理由により合同墓の設置を要望する市民の声も多く届けられているとか、そういう中で、私どもとしましては、経済的な理由で設置できないという方の要望も最大限組み入れまして、使用料を 5,000 円としたところであります。

また、札幌市の使用料 1,900 円という状況の中で、市民理解が得られる金額として 5,000 円が相当かということで、条例案を上げさせていただいております。

○齋藤（博）委員

5,000 円のことでなくて、減免についての考えはどういうふうに整理されたのですかと聞いているのです。

○生活環境部長

そもそもこの合同墓の対象者は、どちらかという和生活が困窮されているといった方をターゲットにした中で、今回の 5,000 円という価格を設定させていただいたというふうに考えています。ですから、ある程度所得のある方は、お寺の永代供養といったところに行くというふうに私どもは思っています。そういった意味で、この料金そのものがある程度、低所得者に配慮した料金だという考え方で考えておりますので、ただ実際に運用した中で、そういうある程度の所得のある方がどんどん入ってくるようであれば、また、その際には料金の見直しというものも考えていきたいというふうに思っています。

（不規則発言あり）

（「先ほどの答弁とちょっと違うな」と呼ぶ者あり）

（「答弁がふらふらしていてだめだ」と呼ぶ者あり）

○齋藤（博）委員

私は、質問という形をとっていますけれども、減免が必要なのではないのかというふうに思ったのです。ただ、5,000 円というのは、低所得者の方に対する配慮が込められていると部長がおっしゃるということは、減免する意思はないというふうに受け止めてよろしいのですね。減免をテーマにして答弁してもらえますか。

○生活環境部長

今のところは、減免という制度を設けるという考えはございません。

○齋藤（博）委員

◎放射線量の測定体制について

時間もないので、質問を変えて、原子力防災の関係で放射線量の測定の部分に絞ってお聞きします。今、小樽市では、市内 1 か所で測定をやっていると聞いていますが、この目的なり、今どこで、どのぐらいの頻度で行われているのか、また、測定ポイントを拡大する考えはあるのかをお聞きします。私は、拡大していくべきではないのかと、小樽市内 1 か所とはならないので。例えばの話でよく言っているのは、小樽市内に点在している消防署の場所とか、中学校区ぐらいの単位のところでの定点測量をしていく必要もあるのではないかと思います。その辺の定時の測量体制について、どういう考えをお持ちなのか、現状と今後の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部参事

最初に、現在行っている測定についてですが、第 3 号ふ頭基部の産業港湾部港湾室の庁舎前で 1 週間のうち月曜日と木曜日の週 2 回行ってございます。この目的という御質問ですが、やはり昨年福島の第一原発の事故を受けて、小樽市としても市内の平常値等を押さえなければならないという目的で行ってございます。

続いて、委員のおっしゃっていたような消防の管轄の中とか、それ以外のところにもあるのかという考えについてですが、今持っている測定器が固定式ではないので、月曜日と木曜日以外で測定に使っていない場合には、どここの部局でもこれを持って行き測定するのは可能なものですし、そういった考えもございまして、今後はそれらも含めて、新たに計測する必要もあるのか、それから今は定点を 1 か所として継続して押さえておりますが、そのほかに時期的なもの、季節的なものも市内の何か所でやる必要もあるのか、そのことも総合的に考えまして、庁内の各部局の担当者とも今後ちょっと詰めていきたいというふうに思っております。

○齋藤（博）委員

莫大な数というのではなくて、小樽市内を見渡して、この辺でやっていて平常値はこのぐらいだというのを押さえておくことは、ある意味で安心感の問題もあるし、万が一のときにも平時のデータの蓄積は必要だと思いますので、それが 1 か所というのはどうかと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

今、参事からそういう答弁があったのですが、平時の空中放射線量の測定は、どこが担当していくことになるのかというあたりも、あわせて検討していただきたいと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○総務部参事**

今おっしゃったように定点でのそういった平常値のデータの蓄積をしていきたいものですから、ただスタート地点は私ども防災担当が窓口になっておりますので、当面は防災担当でやっていきたいと思いますが、先ほど答弁いたしましたように、そういった新たな場所が出てきましたら、これはやはり改めて庁内の中で協議して、どこが担当するのかも含めて、ちょっと協議していきたいというふうに思います。

**○斎藤（博）委員**

**◎防災担当の組織について**

この項の最後ですが、私は、代表質問で今回いろいろなことがあって、小樽市の防災担当の部局内での位置づけは、総務部防災担当というくくりではなくて、小樽市防災課になるのかどうかはわかりませんが、組織的にもう少しきちんと整理して、所管はここだといった位置づけを明確にしてもらいたいということと、業務量が今の放射線の測定を含めて飛躍的に増えている部分もあるので、体制を強化してもらいたいという話をしました。最初の質問でも市長から前向きな意見を御答弁いただいて、再々質問でもう一回粘ったら、早急に何とかすると市長は言ってくれたのです。

（「言ったか」と呼ぶ者あり）

言ったのです。その辺で、市役所的な流れでいくと、もうすぐ4月という一つの区切りもあるので、例えばこの4月に向けてでもいいのですが、小樽市として、原発だけではなくて、小樽市の防災といった全体を所管するものについて、やはり整備と強化が必要だと思うので、この辺について、もう少し具体的な考えがあったら市長からお聞かせいただきたいと思います。

**○総務部長**

代表質問の中で市長からは、防災が担う業務量が増えているということですか、重要性も増しているということで、体制強化については検討していきたいという答弁をさせていただいたと思っております。いろいろなさまざまなニーズにこたえていかなければならない中で、現在、我々としては、やはり災害としては津波、それから対策としては避難行動をしっかり立てられるようにということをテーマにやっっていこうとは思っておりますけれども、昨年あたりも災害対策本部を設置しましたが、ゲリラ豪雨だとかの異常気象もございますし、あるいは避難所の運営や災害情報が届かない地域の解消といった課題もあるというふうに認識しておりますので、体制強化は間違いなく必要だというふうに思っております。ただ、機構の改正になりますと、人数の問題もありますので、新年度からということとは約束できませんけれども、こういった体制がいかについては十分に検討していきたいというのが1点でございます。

また、いろいろな要望にこたえていくためには、防災担当だけでは限界があると思っております。今、参事からも関係部と打合せをさせていただくとの答弁もありましたが、実際には消防や保健所、教育、生活環境といったところとも連携しながら、今、いろいろなことを進めていきたいというふうに思っておりますので、当面はその辺の手もかりながら事業を進めさせていただきまして、機構の体制については、少し時間をかけながら検討させていただきたいというふうに思っております。平成24年度は、ちょっと難しいというふうに考えております。

**○斎藤（博）委員**

時間が過ぎているとの事ですので、沃素剤の関係については別の機会に質問させてもらうことにしまして、私の質問はこれで終わります。

**○委員長**

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。



○成田委員

◎小樽市職員倫理条例について

職員倫理条例についてですが、4月1日ということ、いよいよ直前という話になってきましたので、改めてコンプライアンス委員会のメンバーの選定について、メンバーが決定するまでのスケジュールがどのようなものか、4月1日にいきなりお披露目ですという話にならないと思うので、たぶん4月1日の前に発表されると思うのですが、どういったスケジュール観で行われるのか、簡単にお聞かせ願えますか。

○総務部副参事

コンプライアンス委員会の委員についてですが、まずこの委員は、法令に関して高い識見を有している者あるいは学識経験のある者、こういった者のうちから市長が委嘱するということで考えております。

それから、委嘱に当たりましては、市長が一本釣りをするというのではなくて、やはり相手方団体といいますか、今お話ししたような方々を推薦できるような団体から推薦をいただきまして、それに基づいて、市長が適任であると判断した方を委嘱したいというふうに思っております。

それから、スケジュール観についてですが、具体的なスケジュールとしましては、この条例案が4月1日から施行されたとしますと、やはり6月の下旬ぐらいまでには委員の選定を行いまして、7月1日付けで委嘱をしたいというふうに考えてございます。

○成田委員

では、コンプライアンス委員会もそうですけれども、コンプライアンス推進会議も当然ながらメンバーを決定していくと思うのですが、これに関してはその委員会等も別途に4月の前に決定するというのでいいのでしょうか。その発表は、どのようなタイミングなのでしょう。

○総務部副参事

コンプライアンス推進会議は、庁内の会議になりますが、こちらにつきましても、やはりコンプライアンス委員会といわゆる車の両輪的なものになりますので、コンプライアンス委員会が7月で、コンプライアンス推進会議は4月ということになりますので、これは同時並行といいますか、同じ進みぐあいでいきたいというふうに考えてございます。

○成田委員

そこだけ確認したかったので、ありがとうございます。

もう一点、伺いたかったのは、今回、職員倫理条例に関して陳情が出ているのですが、非常に細部にわたったニュアンスの部分まで触れられていて、本市の案と陳情で指摘されている案の相違の部分非常にわかりづらいので、ある程度簡単でいいので、この部分とこういう部分が違うというところを一度説明していただけませんか。

○総務部副参事

今回の陳情の根底にあるものというのを考えますと、北海道や国といったところで倫理法ですとか、倫理条例、倫理規程といったものを定めておりますが、こういったものは、ちょっと極端な言い方ですけども、実は特に倫理に特化した、倫理についてのみを規定しているというものになってございます。ですが、今回うちが提案しております倫理条例案につきましては、そういった倫理のものも入っておりますけれども、それに加えて不当要求行為等ということで、例えば職員に不当な要求が来て、公正な職務が遂行できないように、公正な職務を曲げてしまうというような要求が来たような場合には、組織的に対応しましょうということですか、市役所の内部で、何か非違行為や不法行為といったことが行われていましたら内部通報をいただきまして、そういった悪い事柄を防止しましょうといった公益通報というものを複合的に制定いたしまして、倫理だけではなくて、不当要求行為等や公益通報といったものを複合的に設定して倫理条例をつくるということでものです。

ですから、今、陳情で出てきたものにつきましては倫理に特化したもの、うちで考えているのは複合的にそういったいろいろなものを防止しようということで考えているということで、ある意味スタートラインから、根底から少し違っているというふうに思っています。

#### ○成田委員

第 4 章と第 5 章の図の 2 本立てになっているから、普通のものとはやり方が違いますということでもいいのでしょうか。陳情では、その推進委員会か委員会に市民も参加するという話になっていますが、そうすると行政に不当要求されたものを市民が判断するというので、基本的にはおかしな話になってくるというわけです。何かその辺のところで、こういうふうに 2 本立てになっているからそういう部分が複雑化しているというか、逆に、そこをもう少し単純に明記するというか、この二つの不当要求行為だつて、市の外部からの要求行為と、第 5 章は内部から何か不正があったときということですし、たぶん定義を読むとわかるのだと思いますが、この図をぱっと見るだけでは、どちらがどちらなのかわからない部分があると思うので、もしかしたらその辺について何か混同されたり、今の答弁のように複雑化しているので、そもそもスタートラインが違うという話になってくると思うのです。この辺の何かわかりやすさというか、市民への周知の仕方というか、この仕組みが悪いというわけではなくて、もう少し説明が必要ではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

#### ○総務部副参事

不当要求行為等というのが、今、委員がお示しになった左側に入っている部分ですが、これは先ほども答弁いたしましたとおり、一般的には職員に対して外部から何か不当な要求があったとき、それに応じてしまって公正な職務を曲げてしまうということはあるにはいけないことですから、そういったことのためには、やはり迅速に対応しなければならないということがありますので、それでこの図に入っておりますコンプライアンス推進会議ということで、内部の庁内の会議ができるだけ早めに対応する。ただし、大きな事案については、やはり内部だけでは対応できないということになりますから、そういった意味では、コンプライアンス委員会ということで、外部の委員会にも通知しまして、御意見をいただいて、それなりの警告をして措置するというのを考えております。

それに対して、右側に入っております公益通報につきましても、市の内部で何か不正が行われていた、不法行為とか非違行為が行われていたといったときに、主に内部ですが、市民からもできるのですけれども、内部から通報がありまして、そういったものを未然に防ぐとか、あるいは行われているということで、そこでそういったものを改善するといったことのためのもので、内部が携わると、どうしても疑念、疑惑を抱かれるということがありますので、そういった意味で、それにはやはり外部の委員会が携わる。そういったものについては外部のコンプライアンス委員会が対応するというので考えております。ですから、お互いに関与する部分があるものですから、不当要求行為については関与しますので、それで図をくっつけてありますが、二つは別々の制度として盛り込んでおりますので、先ほど説明したとおり公務員倫理に加えて、こういった制度を盛り込んだ条例案ということで考えておりますので、これはあえて何か複雑にしたというよりも、いろいろなことを防止したり、対応したりということができるようということで、あえて入れてあるということでございます。

#### ○成田委員

制度が悪いというわけではなくて、そもそも定義を読まないで、不当要求行為と公益通報の表だけを見てしまった人がわかりにくいという部分と、あと、行為者についても定義がないのですが、たぶんこの行為者というのは、職員以外のだれかということですよ。それは違うのですか、この定義というのは。

#### ○総務部副参事

先ほど一般的にはと答弁いたしましたとおり、圧倒的に多いのは、行為者は市の職員以外だと思いますが、レアケースとしては、職員でももしかしたら例えば採用に当たってこういう人をと、ないと思いますけれども、そういったのがあったとすれば、それはケースとしては該当することになりますので、あてはまらないことでは

も、考えられるレアケースとしては、そのようなこともありますので、100 パーセント職員以外ということではございません。ですけれども、一般的にはおおかた職員以外かというふうには思っております。

○成田委員

◎児童デイサービスの利用者負担額補助金の変更について

次の質問に移りまして、児童デイサービス利用者負担の補助金で一部減額になる方がいるという部分について、簡単でいいので御説明いただけますでしょうか。

○（福祉）こども発達支援センター所長

このたびの小樽市児童デイサービス利用者負担額補助金の変更について、ごく簡単に説明させていただきます。

そもそもこれを説明するには、少し経過があるのですけれども、児童デイサービスというのは、障害のある子供に対して早期に発見して、早期療育をするという事業のことをいいますが、このサービスは、現在、障害者自立支援法の下で運営されております。さかのぼりますと、この法律は平成 18 年以前には児童福祉法で運営されていて、利用者負担額は、当時のいわゆる支援費制度による応能負担ということで、1 回 200 円ぐらいで利用できたサービスです。これが平成 18 年度に障害者自立支援法に組み込まれたことによって、1 回の利用料が一遍に 1 回 800 円弱という金額に上がってしまって、利用者からは、それでは早期療育を受けるための利用回数を減らすしかないという声が出たのを受けて、この利用料に対して半額を補助しようという制度をつくったということが、そもそもの始まりになります。

この制度をつくったことによって早期療育が進んで、比較的低い金額で療育を受ける体制が進んできたのですが、このたび児童福祉の部分について大幅な変更がございました。ごく簡単に言いますと、児童デイサービスの部分が、幼児と学齢の部分に大きく分かれます。幼児期については児童発達支援事業となり、学齢期については放課後等デイサービスという目的が変わってくるということになります。この放課後等デイサービスというのは、発達の促進は図るけれども、放課後における障害児の居場所づくりという観点で、この事業が推進されます。それに合わせて、保育所等訪問支援や医療型児童発達支援、さらに知的障害者の通園施設が今度は同じ児童福祉法の中の児童発達支援センターということで、非常にわかりづらいのですが、大きくその障害児の発達支援での枠組みが変わることになります。

その意味では、これまで児童デイサービスを受けていて、半額補助を受けていた方々が引き続き受けることになりますと、それらのほかの制度との整合性がつかなくなるということで、予算が潤沢にあるならば、すべての障害児支援に補助制度を設けるべきだとは思いますが、限られた財源の中で障害を早期に発見し早期に療育することのメリットを考えるならば、児童発達支援事業という部分にのみ補助対象を絞るべきではないか、目的を明確化するべきではないかというふうに福祉部としては考えました。

あわせて、児童発達事業の対象になる子供が、知的障害や肢体不自由児とは違いまして、福祉の制度のいわゆる療育手帳、身障手帳、福祉手当や特別扶養手当というものの扶助対象にはならない子供なのです。ですから、そういった意味では、発達障害と呼ばれる子供に対して、より手だてを厚くしていくという観点で、この補助の対象を児童発達支援事業という部分に絞ったということでございます。

○成田委員

非常に丁寧な御説明をいただいたのですが、何が言いたいかという、どんどん人口が減って行って、いろいろな制度が変わって行って、こういうふうに補助金が切られるというのは、これから先も何かの分野では残念ながらあると思うのですが、そのやり方だと思うのです。制度が変わったという理由で、いきなり来年からの補助はありませんという話になっていくのか。そもそも本来の趣旨と違って、今までは少し手厚くやっていたので、それを元に戻しますというのであれば、それに気づいた時点から 3 年後になくしますとか、若しくは経過措置を設けますといった段階を追ってやらないと、もらっている方にしてみれば、どうしてもいきなり切られたという感じになりか

ねないと思うので、ぜひその辺をしっかりとした順序できちんと手順を踏んでから見直すのであれば見直していただきたいというのが一つあります。

当然、お金が潤沢にあればという話にはなると思うのですが、そうなる、では、ほかのところはどうか。社協へのお金を出している部分はどうか、包括の部分で黒字を出している部分があるではないか。果たして本当に全体のお金がかまう必要などに行き渡って、そうではないところにお金が行っていないかという話を私も突っ込まざるを得なくなるので、もう少し全体をしっかりと見て、お金の動きといったところできちんと利益を上げられているところは、どういう形で今後お金を配分していくのかということ、児童デイサービスだけに限らず広く見てほしいと思うのですけれども、そこについて答弁をいただけますか。

#### ○（福祉）地域福祉課長

社会福祉協議会への補助金なり委託料なりに限らず、毎年度団体に対する委託料といった予算を計上する際には、その団体の事業実績を見ながら精査をしまして要求しております。今後も同様に、その団体個々の事業内容を精査した上で、予算要求をしまいたいと思っております。

#### ○成田委員

減らされるのであれば、どうしてもそういうふうに出ているところは目立ってしまい、そういう話になってしまうので、ぜひよろしくをお願いします。

#### ◎救急医療を考える市民懇話会について

次に、市内の医療についての質問をさせていただきます。

今回の予算案で、救急医療を考える市民懇話会の開催ということで、私も以前からずっとお願いしていた分野の項目でそういった取組をしていただけて非常にうれしいと思うとともに、今後、夜間急病センターが移るに当たって、適正な使い方をしていただきたいというのは、私も強く皆さんにお願いしたいところです。こういった懇話会を開く場合、結果的にそれに参加する人というのは、そもそもそういうものに対する意識が高い方が多いわけです。健康づくり講座とかに来る方は、そもそも健康づくりに関心があるから、果たしてその人が受けるのがいいのかという部分が出てくると思うのです。今回の場合も、やるのはいいのだけれども、では実際にそういう適切な受療行動をとれないような方が参加するかどうかという、非常に難しい部分があると思うので、一体どのような人をターゲットに参加していただくのか。市民全体で参加していただくのか、若しくは町会のことをわかっている町会長とかが参加するのか、これはどういった団体や参加者を募って、懇話会を開催するのかという部分を御説明願えますでしょうか。

#### ○（保健所）保健総務課長

救急医療を考える市民懇話会についてですが、今、委員からもお話がありましたように夜間急病センターが平成 25 年にこれまでの併設型から独立型に移るといったことに対しまして、夜間救急を効率的に運営していくために、緊急性を要しない軽症の患者のいわゆるコンビニ受診を控えるような取組として考えていきたいということで、今回このような懇話会を考えたところであります。

市民懇話会の構成についてであります。今、当方で考えておりますのは、10 人の市民で構成をしていきたいというふうに考えているところです。内訳といたしましては、地域の代表者といたしまして、総連合町会から 3 人、これは総合計画の地区の区分で北西部、中部、東南部といった区分けがございますので、そういった地区を考慮した 3 人の方。利用者として高齢者を代表する立場として杜のつどいといった組織の中から 2 人。子供を持つ世代として小樽市 P T A 連合会から 2 人。また、これ以外に公募する市民の方 3 人の合計 10 人をもって、この懇話会を構成していきたいと考えております。

#### ○成田委員

どこを入口にするかによって、大分広がり方も変わると思うので、ぜひ積極的な取組を今後ともお願いしたい

と思います。

#### ◎周産期医療支援事業費補助金について

もう一点、先日の市立病院調査特別委員会で聞けなかった話を 1 点だけ伺います。本会議で斎藤博行委員の質問にもあったと思うのですが、協会病院への周産期への補助金の部分で、今回は金額が前よりも非常にアップしていて、今までは 600 万円、700 万円ぐらいという非常に少ない金額だったと思うのです。今回も金額は増えた感じにはなるのですが、そもそも要求されている額とは違うという部分で、努力しているというか、市側がそういった形で目を向けていただけたのは非常に感謝したいのですけれども、その一方でこの金額で果たしてずっと続けていけるのかどうかというのは非常に心配な点なのです。たぶん保健所や病院局の方が一番よくわかっていらっしゃると思うのですが、協会病院でお手上げだということになったら後から予算をつけても、たぶん間違いなく戻ってこないと思うのです。

何が言いたいかという、今ならまだ、私が議会でいろいろと言えますけれども、撤退するとなってから言ってももう遅いので、どうしても今こうやって口を酸っぱくして聞くのです。議会の予算計上額の部分は、協会病院側の 6,000 万円という部分とは少し差があると思うのですが、だからといって要求の全額をのむのが果たしていいのかという話もありますので、この金額である程度何とかやっていけるのかという部分の精査はどのようにされているのでしょうか。

#### ○保健所参事

市立病院調査特別委員会でお答えできませんでしたので、少し御丁寧に答弁させていただきたいと思いますが、そもそも周産期医療についての助成というのは、市町村といいますか、地方自治体が単独でやるべきものではないと私は思っております。2008 年に東京都下の病院で重症の妊産婦がたらい回しになった事件を御存じかと思いますけれども、その後、東京都の猪瀬副知事が、当時の舛添厚生労働大臣に対してプロジェクトチームの要望書を上げて、NICU といいますか、新生児に対する集中治療室を充実しなければ、今回のようなことがまた起きるということで要請をされました。その成果として 2010 年度の厚生労働省の概算要求で、今までの額の倍以上の額がそこで算定をされたのです。詳しい数字は、猪瀬副知事のブログのアドレスを後でお知らせしますので、ごらんいただきたいと思いますが、その部分で、このままうまくいくのだらうと思ったのですが、そこで政権交代があって、民主党政権になったときに、いわゆる仕分けの制度ができました。その中で子ども手当の 2 兆 7,000 億円をそこで生み出すために、この事業については、今の周産期だけではないですけれども、医師確保や何かのことを含めて半額にするという措置がされて、それで足りない部分は、今回改定されました診療報酬、これは介護と医療と同時改定でしたけれども、そこ手当でするという事になっているのですが、手当でされていないわけですね。

ですから、NICU なり MFICU をたくさん持っている総合の周産期のセンターについては、ある程度この補助金が入っていくわけですし、あるいは東京都のような余裕のある自治体は、国と同額、あるいはそれ以上の助成をしているわけですが、少なくとも北海道では、そういうことはしていただけていないわけです。

そのときに小樽市で子育て支援をしていく中で、安心して子供が生み育てられるというふうに公約に書くのは簡単ですが、それがなかなかうまくいかない。それを具体的にどうするのかということに昨年までの平成 22 年度、23 年度の 5 万プラス出生時 1 人当たり 2 万円というのはあまりにも冷たい措置だと、それを協会病院の方がおっしゃっていて、11 月に代表者の方以下、院長もですけれども、市長のところにお越しいただいて、その中身についてのお話をいただいたのです。その額が今、お話に出ました 6,000 万円で、その 6,000 万円はどういうふうに算出をされるのかという根拠を私のほうで伺って、その中で、では周産期というのはどこまで見るのか。周産期ですからお産の周りです。その部分で、いわゆる産婦人科あるいは小児科の診療についての収支トータルを全部見るのか、これは小児科のすべてを見てしまえば周産期ではなくて、普通の小児科の部分を見てしまう。そうではなくて、実際に産婦人科の中で、お産に使われた病床、それから小児科のハイリスクの新生児で、NICU に入らなけ

ればならないような重篤な新生児、その方々に対する実際に使われた病床数に一定の額、これは交付税の病床割を参考にしておりますが、そういうことを掛けることによって一定の額、今回は 22 年度実績に掛けていますから、小樽の分で 1,250 万円の額になっていますけれども、これを実際の成果報告といいますか、実績報告をしていただいて、その上で支出していきたい。ですから、実際に協会病院でお産する方が増えれば、その分額も上がっていきますし、あるいは本当にハイリスクの新生児がたくさんいらっしゃったら、その部分が当然赤字になるわけですから、その部分を補てんしていく。その考え方を院長はじめ事務部長にも御理解をいただいて、今回 11 月にお越しいただいたときに中松市長の誠意を買っていただいて御了解いただいたものと考えております。

#### ○成田委員

非常にわかりやすい丁寧な説明でした。周産期の部分の定義をある程度決めてしまっただけということだったので、御理解いただけただという部分で、協会病院側にもそういう話ができるのであれば非常にいいと思うのですが、いずれにせよ何かあったときにパンザイされてしまえば当然ながらなくなってしまいますので、そういったことのないようにとにかくアンテナだけは敏感に張っていただいて、ぜひ今後ともそういったところの支援を非常にシビアな支援額というか、難しい話だと思うのですが、やっただけならばというふうに思います。

#### ◎医療や市立病院の計画に伴う人口減の影響について

次に、人口減について伺います。

本会議で人口減に対する話について少し再質問等でお聞かせ願いましたが、本市のあらゆるいろいろな将来的な計画の部分において、基本的にはそういった将来の人口減を含まれたという部分が計画には盛り込まれているのですが、特に医療や市立病院の計画にかかわる部分においては、患者数の動態など根拠になる数字というのが、計画書の中にしっかりと盛り込まれてはいないのです。ほかの部分では、そういうのを基にして、いろいろな計画が策定されているのに、本市の中には、そういった数字的な根拠になるものが非常に少ないというのは、どのような理由からでしょうか。

#### ○（経営管理）吉岡主幹

まず、新市立病院の患者数につきましては、昨年 6 月の市立病院調査特別委員会の資料で、平成 40 年度までの期間の収支計画を資料として示しております。その中で表示しておりますのは、入院の患者数、外来の患者数につきましては、それぞれ入院患者 1 日当たり 344 人、外来患者は 740 人という具体的な数字でもって新市立病院の基礎的資料をつくって、それで収支計画をつくるということが 1 点ございますので、そこら辺で御理解いただきたいと思っております。

#### ○成田委員

病院単独ではそういう数字が出ているとのことですが、市内全体での患者数の動態というのは、どのように考えて、どのように出すのでしょうか。

#### ○保健所長

小樽市内の患者数の推移、推計ということであれば、それは保健所では出してはおりません。

#### ○成田委員

何が言いたいかというと、全体の数をはからずして病院の数だけを単独で出していますが、果たしてそれが正しいかどうかはわかりませんし、そういうふうにある程度比例しているかどうかはわかりません。もし仮に、市内全体の患者数が減っていても市立小樽病院の患者数がずっと変わらないというのであれば、民間病院の分の患者数が少なくなってしまいます。そういった部分の根拠として全体として何も出ていないわけです。再質問の答弁で、医療に関しては、これからある程度は一定の数で患者数が推移するという御答弁いただいたのですが、それはそのとおりだと思うのです。たぶん 15 年後の 20 年後ぐらいまでは、患者数はある程度同じぐらいで推移すると。ただ、人口が減少するのは、変わらないのです。人口はこうやって緩やかにほぼ比例して 2,000 人ずつ減っていくと思う

のですけれども、患者数は、ある程度年齢に比例する部分があるので、バイアスがかかるので一時的に変わらない時期があって、その後ですとんと人口にたどりついてしまうと。そのような形で、一時的に罹患する率が高い高齢者の割合が増えるというだけで、結局この高い部分が亡くなってしまった場合に、一気に市内全体の患者数が減るという可能性もあるのです。計画書の中には、そういった予測が全くなく、こういった将来の小樽市全体の話が盛り込まれていないのですが、それについてはどのように考えていますでしょうか。

○（経営管理部）吉岡主幹

市立病院の計画に関連した患者数の将来の予測につきましては、まず本市におけます将来人口推計は平成 32 年ころまでは増加して、高齢化が進むというふうに予測しております。65 歳以上の高齢者は、37 年ごろまでは 4 万人台で推移するだろうと想定しております。また、本市内での 65 歳以上の入院患者数ですが、これも平成 37 年までは微増の傾向が続くというふうに考えております。全体としてもほぼ横ばいの状況というふうに想定されておりますから、現時点で全体の市内の各病院の入院患者は、平成 37 年ころまでは減少しないものというふうに考えております。

委員の御指摘は、その後、患者数が減少していくのではないかとということにあるというふうに受け止めておりますが、新市立病院の開院後は、より質の高い医療を提供することで、以前、市立病院から札幌圏内の医療機関に受診先を移していかれたような方たちも、ある程度戻ってくることも期待しております。また、これから 15 年後という将来には、医療の内容自体が大きく変わってくるというふうに考えておりますので、患者動態が変化した場合でもニーズの変化に対応しまして、市立病院として求められる医療を提供することで、トータルとしての収支の均衡を維持していくことになるというふうに考えております。

○成田委員

今、御答弁をいただいたとおり、平成 37 年まではそういう感じなのですが、その後がたぶんがけになるのです、きっと、というふうに私は計算しているのです。もし札幌圏の患者が戻ってくる、若しくは今度は札幌圏の高齢化が一気に進んで、では札幌の施設が全部パンクするのではないかとこの話も将来的に出てくると思うのですが、ではそれを小樽が受け入れるのだとしたら、そのような準備というか、策定というか、札幌とどういいう話合いをしていくかということを経済的に考えていかなければ、どこかで最終的には市立病院も含めて小樽の医療の稼働率が非常に低くなってしまふことも考えられると思うので、ぜひそういう視点のことを先手を打って考えてください。

◎市が策定するさまざまな計画における人口の把握について

人口に対して伺いますが、市のさまざまな分野で、先ほど私が申し上げたとおり、10 年スパンでいろいろな計画をされていると思うのですが、特にこれがまだ人口減が少ない場合であるとか、若しくは人口が増えている時期であれば、10 年ぐらいの計画でよかったと思うのです。でも、今、これだけ著しく人口が減っている中で、10 年ぐらいの単位で物事を考えていいのかという話が出てくると思うのです。10 年の計画が終わったけれども、その次の 10 年は一気に利用料がはね上がってしまう、若しくはサービスが非常に減少してしまったというふうになってくると思うのです。特に除雪や水道は、道路や水道の数は変わらないのに人口だけ減っていくので、どうやって維持していくのかという話になっていくと思います。どうしてもこういった小樽のような人口減が著しいまちというのは、もっと長い目で先を見て、市民への急激なサービスの負担を押しつけないような形でいかにやっていけるかということが大事だと思うのです。それこそ長い目で見たら、ちょっと料金が上がるかわりに 15 年、20 年は同じ料金でやりますとか、ある程度安くやっていて、いきなり上がるのだけは、市民からしてもなかなか受け入れがたい部分があると思うので、ぜひ長い目で見た計画を策定していただきたいと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

委員からの御指摘は、市の中にはさまざまな分野で計画や事業がございますので、長いスパンで人口減少を考え

て、一般的には 5 年、10 年という計画が多いのですが、もっと長いスパンでというお話であります。繰り返になりますが、市でやっている計画には、さまざまありまして、その中で今 10 年計画といっても、その人口は、今、委員の言われたように、残念ですけれども下がっていくだろうという予測は当然あります。ただ、時代の流れの速さの中で、たとえ 10 年であっても計画で世の中が大きく変わってしまうといった一面もまた計画事業にはあるものですから、そういった中ですべてを長いスパンでということは、なかなか難しいかもしませんが、今、委員が心配されているように、たとえ 5 年計画、10 年計画であっても、その先のことは計画には盛り込めないかもしませんが、当然念頭に入れるといいますか、そういったことを考えながら計画の策定ですとか、事業の実施、事業の展開、そのようなことを進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

#### ○成田委員

本当に 5 年先、10 年先だけを考えるほうが楽だと思うのです。たぶん人口が減少する中で 15 年先を考えるというように、長ければ長くなるほど皆さんにとっては負担のかかる話だとは思いますが、人口減少に今なっているのは、少なくとも私は今ここにいる職員の皆さんのせいではないとは思いますが、ただ、この人口減少することを考えないで逃げてしまうと、これは職員の皆さんに、どうしてそのときにきちんとやらなかったのかという話になってしまうと思うので、ぜひ大変な話だと思うのですが、お考えいただければというふうに思います。

#### ◎企業誘致について

次に、企業誘致についてお聞かせ願いたいと思うのですが、今回市長が行うトップセミナーなどで、誘致する企業へのファーストアプローチ、どのようにそういった企業を選定してアプローチをしていくのかということと、企業の規模などという部分に関しては、どのようにお考えでしょうか。

#### ○（産業港湾部）薄井主幹

まず、企業へのアプローチ方法についてですが、今年度は企業への設備投資の意向を調べる設備投資動向調査を実施してございます。この中では、小樽や北海道ということではないにしても、設備投資を予定している企業といった企業がござりますので、まずはこれらの企業を中心に、セミナーへの参加を働きかけていきたいというふうに考えてございます。

それ以外で、例えば本市に土地をお持ちでまだ操業していない企業もござりますし、あるいはもう既に操業中ではあるのですが、今後、増設とかが期待できるという企業もござりますので、そういう企業にも参加案内をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、企業規模の関係については、先ほどの調査においての話を差し上げますと、その調査は食品の関連企業を中心にいたしました。経営状況などの評点というものを加味した上で、例えば首都圏の食料品製造業でいきますと、年商規模が 5 億円以上から 1,000 億円台という規模で調査をしてございます。ほかの業種もいろいろと調査をしているのですが、下限の額はいろいろとあるのですけれども、上限は 1,000 億円以下という金額を対象としているところでございます。

#### ○成田委員

今までそういったつき合いがあるというか、小樽に土地を持っていらっしゃるしやったり、若しくはそもそもそういったようなところのアプローチを今まで行っていたりとか、さまざまな方法で、そういった形でやっていくとは思いますが、その一方で、今そういった製造業の中で、だんだん台頭してきているのが、やはり楽天市場とかにおけるネットを主流とした事業者が非常に多くなってきていると。今までだったら基本的には大きなメーカーがつくったものをそのまま小売店に置いているというパターンがほとんどだったと思うのですが、最近、よくネットで販売していて、火がついて、そういうのが小売店に来たという場合があって、非常に小さな事業者が、何かのテレビの特集とかで一気に火がついて、事業を拡大していくというように、だんだんスタートの位置が変わってきている場合があるのです。



では、そういったときにネットとかでそういったものを製造業されている会社が、果たしてこういった企業誘致について、どの程度の情報を仕入れているかという、ネットを生業にしている人の話を聞くと、非常に視野が狭いのです。ネット上だけでしか情報の共有ができていなくて、そういった企業誘致をやっていると、何か特典があるとか、補助金があるというアプローチが非常に少ないと思うのです。

特に食品に関する製造に関しては、非常にやはり小樽市銭函何丁目と書いてあっても、あそこは何も別に海鮮の何かの有名なところでも何でもありませんけれども、それでも小樽とつくだけで、一般的に遠くから来た人は、ああ、これは小樽のものなのだ、新鮮そうだと買って行くと思うのです。この間のお正月前にもテレビでやっていたのですが、日本で非常に売上げがナンバーワン、ナンバーツーに上がるようなところのおせちがつくられているのが、小樽のある工場で、ある食品会社でつくられていて、しかしその会社名というのは、小樽のちまたでは全然知られていないし、小樽の中に飲食店を持っているわけでもない。しかしそんなところが物すごい数のおせちを売り上げているのですよ、1個1万円、2万円するようなものを。

それで、そういったような部分もあって、特に市長の政策の中にありましたけれども、食品に関しては、小樽でつくったという部分のネームバリューというのが非常に大きくなってくると思うので、そういったようなネット事業者、楽天市場などのそういったところで販売しているところへのアプローチというのを今後考えていかなければならないと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○（産業港湾部）薄井主幹

PR事業の関係だと思うのですが、これまでのPR事業としましては、ホームページやパンフレットの作成はもとより、私どもは石狩市などと企業誘致の協議会をつくってございまして、そういう中で、東京で開催される例えば食品開発展や国際物流総合展という産業フェアへ出店しているという部分もございまして、あるいは札幌でセミナーを開催するという事業も展開しているところでございます。

そういう中で、お話がありましたような業者、企業も一部含まれている部分もあろうかとは思いますが、ただ、委員がお話になったような企業に特化したPRはしてきていないのが現状でございますので、また、そういう企業が、今までのアプローチの仕方と違うような可能性というのも非常に考えられますので、そのあたりは状況も見ながら、今後どういう方法が効果的なのか、そのあたりは少し検討していきたいというふうに考えております。

#### ○成田委員

たぶん、どこの町でも、そこはまだつかめていないというか、小樽だけがやっていないという話ではなくて、これから先やらなければならないところだと思うので、ぜひ先手を打ってやっていただければと思います。

#### ◎札幌市の広域企業補助について

最後に、2月下旬の北海道新聞に出ていた記事のことで非常に気になっていたのが、札幌市が隣接する都市に工場や研究機関ができた場合に補助金を交付するという話が出て、社説まで割いて書いてありましたが、その制度を用いた場合、本市の制度と合わせて、最大でどの程度の金額の補助が受けられるのかを御説明いただけますでしょうか。

#### ○（産業港湾部）薄井主幹

札幌市の新しい補助金の制度については、委員がお話のとおり隣接する自治体、これは小樽を含めて7市町になります。例えば環境医療バイオ分野、それから環境エネルギー分野といった分野の工場などの立地に対して補助する制度というふうに聞いているところでございます。補助の要件としましては、例えばその工場の家屋ですとか、償却資産の評価額が3億円以上という部分もございまして、あるいは立地先自治体、うちの場合は小樽の優遇制度が適用されることという部分が、まず一つ補助要件になってございます。

それから、補助金額については、評価額の10パーセントということになってございまして、補助限度額は5億円になってございます。ただ、この補助金額は、札幌がその隣接する自治体にかわって支出をするというような側面

があるので、補助金の限度額は 5 億円ですが、その前提として、立地先自治体の優遇制度の額を超えないという条件がつくられているところがございます。ですので、例えば小樽で 100 万円を課税免除するといったことであれば、いくら限度額が 5 億円でありましても、札幌は 100 万円が限度になるということですので、小樽の課税免除 100 万円、それから札幌の補助金が 100 万円で、企業としては 200 万円のメリットということになるかと思えます。ただ、仕組み上は、例えば小樽で 5 億円の課税免除をするような大きな案件があったときには、札幌もその限度額の合計までをお出しいただけるということでお話を聞いてございます。

**○成田委員**

単純に 2 倍というところが限度額になってくると思うのですが、非常にいい追い風というか、願ってもない、こちらからはなかなかできるようなことではないと思うので、市長には、トップセミナーで東京へ行かれるときには、鉢巻きに 2 倍と書くとか大きな P R をして、ぜひ企業に売り込んでもらいたいと思います。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。